

第6回稲毛区地域福祉計画策定委員会

日 時 平成18年2月26日(日)
10:00～12:00
場 所 稲毛区役所 3階 講堂

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 稲毛区地域福祉計画について

パブリックコメントでの意見に対する計画の反映について

計画の決定について

(2) 今後のスケジュールについて

3 閉 会

稲毛区地域福祉計画の意見に対する 計画への反映について

(合同フォーラム終了後 最終案)

第6回稲毛区地域福祉計画策定委員会

平成18年2月26日

意見 1 基本方針 1 に地域で取組むコミュニケーションの項（緑区の（案））を加える。

（緑区地域福祉計画（案）より）

地域で取り組むコミュニケーション（高齢者、子ども、障害者（児））

ア 老人つどいの家の活用

単に趣味の集まりやレクに終始しないで、個人や地域の問題、悩みなどを出し合い、聞き合う場としても機能するよう努めます。

イ いきいき・ふれあいサロンの拡充

外に出られない人、出たくない人のために、ふれあい・いきいきサロンを個人宅でも行っていきます。これらの高齢者たちが、環境を整えば外に出て、活動出来るようになることを目標とします。

ウ 地域の行事に参加しよう

お祭りや、運動会など、地域で行う行事へ積極的な参加を呼びかけ、古くから住んでいる人は地域を育て、新しく住み始めた人にとっては、地域を知る機会づくりとします。

エ 地域でのバザーやスポーツ会、朝市の開催

日常では、接する機会の少ない住民同士、または、健常者と障害者（児）や高齢者の交流の機会として、地域でバザーやスポーツ会、朝市などを開催するように努めます。さらに、地域企業の参加を勧めていくよう努めます。

オ 子ども会で集団生活の決まりを学ぼう

異年齢の子どもたちが集まる子ども会に積極的に参加し、決まりを守ること、一つのことに向かってみんなで助け合って物事を成し遂げることの楽しさ、我慢を学びます。（自我と自制心の育成）

カ ふるさとの文化行事を通して先人の業績を学ぼう

地域に伝わるお囃子、お神楽、伝承遊び等を通して、行事と生活、祈り、文化、先人の生き方を学んで、現代生活にいかすことの大切さを知ろう。

キ 核家族の家庭の子育て不安を解消

子育て不安解消のため幼稚園、保育所（園）が、定期的に地域の母親との話し合う機会や、土曜日、日曜日の園庭開放による遊びの場の提供に努めます。

計画への反映について（合同フォーラム（2月19日）時点の事務局案）

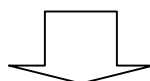
緑区地域福祉計画のイのいきいき・ふれあいサロンの拡充については、稲毛区の計画の基本方針2（1）の「ふれあい・いきいきサロン、ふれあい・子育てサロンの活用」（計画書P.32）に、キの核家族の家庭の子育て不安を解消は、稲毛区の計画の基本方針2（1）の「保育所（園）や幼稚園での地域交流の拡充」（計画書P.33）で、すでに具体的な取り組みとあがっているため、新たに加える必要はないと考えます。

その他緑区地域福祉計画に記述されている内容は、稲毛区地域福祉計画の取り組みとあがっていません。

しかし、その内容は、すでに稲毛区内でも取り組まれているものがほとんどです。

また、緑区地域福祉計画に記述されている内容は、地区フォーラムの検討の中でも話し合われたことでしたが、検討の結果、具体的な取り組みとしてまでは、取り上げられませんでした。

したがって、緑区のこの取り組みについては、どれも大切なものですが、新たに加える必要はないと考えています。



合同フォーラムの意見を踏まえて（最終案）

緑区のこの取り組みについて、新たに加える必要はないという事務局の考え方には賛成。

ただし、緑区の案を加える必要のない理由の考え方については、稲毛区でもすでに取り組んでいる内容であることに加え、稲毛区では、基本方針2の中で記述されている交流の機会・居場所づくりに関する多くの取り組みを実施していくことにより地域でのコミュニケーションが図ることができると考えられるので、新たに加える必要はないという形に整理する。

意見 2 基本方針 2 にウィークリーサロンの設置(中央区の(案))を加える。

(中央区地域福祉計画(案)より)

具体的な取組 8 ウィークリーサロン

目的

身近な所で、つどい、交流する場所と機会を拡充する。

活動内容

100～200世帯を単位に、社協の「ふれあいいきいきサロン」や「老人つどいの家」などの高齢者向けサロンを、地域で月に1回程度、計画的に開催し、徒歩圏内で、週に1回程度利用できるようにする。幼児、障害者の参加も呼びかけていく。

活動拠点

徒歩圏内の、いきいきプラザ、いきいきセンター、老人つどいの家、公民館、集会所など

活動頻度

週に1回程度

主な担い手

- ア 社協地区部会
- イ 町内自治会
- ウ 民生・児童委員
- エ 老人クラブ
- オ 子ども会・子ども会育成連絡会
- カ 世話役さん(新規)
- キ 地域のボランティア

などで構成する連絡会議をつくり、輪番制を取り入れるなど、柔軟な体制づくりを検討する。

課題

ア サロン内容の検討

気軽に参加できるような雰囲気づくり、関心の高いテーマ設定、講師の確保など、魅力あるサロンづくりを検討する。

(例)健康相談、健康・介護予防に関する講習会、血圧測定など。講師として、看護協会の看護師ボランティア、医師など。

イ 開催日の調整・広報サロンの開催日を調整し、日程表を作成して地域で広報を行い、サロンに参加できるようにする。

場所の確保について、行政との協議が必要。

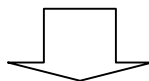
計画への反映について（合同フォーラム（2月19日）時点の事務局案）

中央区に掲載されているウイークリーサロンは、基本的には、「いきいき・ふれあいサロン」のことを指しています。

稲毛区の計画においても、基本方針2（1）の「ふれあい・いきいきサロン、ふれあい・子育てサロンの活用」（計画書P.32）の中で、すでに取り組みとしてあがっています。

中央区のように、100～200世帯を単位に、地域で月に1回程度、計画的に開催し、徒歩圏内で週に1回程度利用できるようになるのが将来的には理想だと思いますが、5年間の計画期間で推進していく中では、計画書のとおり、まずはサロンを行っていない地区での実施や内容・担い手の充実、サロンの周知等を中心に行っていくということではないかと思います。

したがって、中央区のこの取り組みについては加える必要はないと考えます。



合同フォーラムでの意見を踏まえて（最終案）

中央区のこの取り組みについて、新たに加える必要はないという事務局の考え方には賛成。

ただし、合同フォーラムの意見を踏まえ中央区の案を加える必要のない理由の考え方については、稲毛区では、これまでの検討を踏まえ、基本方針2の中で記述されている交流の機会・居場所づくりに関する様々な取り組みを実施していくことにより身近なところで気軽に立ち寄ることができる交流・居場所づくりが図ることができると考えられるので、新たに加える必要はないという形に整理する。

意見 3 基本方針 3 に身近な場所に出張相談を（若葉区の（案））を加える。

（若葉区地域福祉計画（案）より）

身近な場所に出張相談

主な対象者

情報を必要としている人

相談したいと思っている人

主な担い手

地域の保健・福祉施設、民生委員・児童委員、町内自治会、社協区事務所、学校など

内 容

地域の特性に合った場所（公民館・自治会館・空き教室・ワークホーム等、その地域の人が行きやすい場所）に相談窓口を開設し、実体験のある人（施設職員・ケアマネジャー・介護経験者、大学等の研究機関など）の方に相談を受けてもらいます。

その相談内容の解決や支援に繋がる具体的な回答を、その場で提供できるよう、“必ずその場で支援につなげる体制”を整備する必要があります。

計画への反映について（合同フォーラム（2月19日）時点の事務局案）

稲毛区地域計画での相談関係については、基本方針 3（1）「保健福祉総合相談窓口の活用」（計画書 P.41）、基本方針 2（2）「自治会館の活用」（計画書 P.36）の中で社協地区部会の身近な相談場所としての活用があげられています。

稲毛区の検討の中では、基本方針 2 に記述されている「交流の機会」や「ぶらっと寄ることができる場」で気軽に相談が行うことができればという話がありました。このようなところが、気軽な相談の場として活用できれば、別途出張相談を実施しなくてもよいのではないかと思います。しかし、取り組み全てに相談機能の内容を記述することまでする必要はないと思いますので、【現状と課題】の中で、気軽に相談できる体制をつくっていくことの必要性を記述し、方向性を示すということで整理したらどうかと考えています。

したがって、若葉区のこの取り組みについては加える必要はないと考えます。



合同フォーラムでの意見を踏まえて（最終案）

事務局案のとおり

意見 4 基本方針 5 に要支援者の実態把握（緑区の（案））、要支援者の避難訓練の実施及び避難場所の体制づくり（美浜区（案））を加える。

（緑区地域福祉計画（案）より）

要支援者の実態把握（高齢者・障害者（児））

ア 実態把握

各町内自治会・民児協など、地域の機関が協力して、緊急時に支援を要する高齢者、障害者（児）などの実態把握に努めます。

プライバシーには十分な配慮が必要と思われます。

イ 避難場所

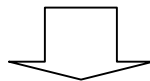
緊急時に、「誰が、誰を、誰と、どこへ、どのように」避難場所まで誘導すればよいか確認をしておきます。

計画への反映について（合同フォーラム（2月19日）時点の事務局案）

要支援者の実態把握については、稲毛区においても当初は取り組みの1つに入る予定でしたが、現状として、実際に実態把握をすることができるのかということがありました。

そのため、1つの取り組みとしてはまとめませんでした。基本方針4の中で支援を行っていく際には、プライバシーに配慮すること、基本方針4（2）「コーディネート組織の設置」やその他の取り組みを進めていく中でまた検討していく記述をすることで実態把握については、整理をした経緯があります。

したがって、緑区に記述されているような実態把握については、取り組みとして加える必要はないと考えています。



合同フォーラムでの意見を踏まえて（最終案）

事務局案のとおり

(美浜区地域福祉計画(案)より)

障害者・要介護者の避難訓練の実施及び避難場所の体制作り

災害が発生した場合、安全な場所への避難行動や避難場所での生活において大きな困難が生じ、周りの人の手助けを必要とする人たちがいます。

そのような「災害弱者」と言われている人たちから、災害が起きた時どのようなサポートが必要か申し出を受け、必要なサポート毎に、地域の中で支援者とその役割分担を事前に決めておきます。

防災訓練の時に申し出の内容にあったサポートが確実に実行できるよう、支援者の訓練を同時に行うようにします。

また、そのような人の中には避難所生活を送るうえで、障害の種類により特別な配慮を必要な人がいることが考えられるので、その点についても、ボランティアの人たちも含めて、支援する人が正しい知識を持つための研修を実施します。

高齢者・障害者等災害弱者と言われる人々への対策は、美浜区のように集合住宅が密集する住宅環境の中で考えられる対応としては

- ア いつも誰でも見守り合い、助け合える体制づくり(自主防災組織)
 - イ 停電などによってエレベーターが停止した場合、車椅子の要介護者を高層階から降ろす訓練の実施
 - ウ 障害者、要介護者、支援者を避難場所に誘導する訓練の実施(平日の昼間時は中学生の協力が必要)
- などがあります。

計画への反映について(合同フォーラム(2月19日)時点の事務局案)

稲毛区では、災害時の対応に対する取り組みについては、基本方針5(2)で「災害時対応の専門家を呼んでの講習の実施」、「要支援者に配慮した避難所設備の検討」をあげています。

しかし、美浜区のように、事前の役割分担を決めることや訓練の実施については、稲毛区ではあがりません。

事務局としては、とても大切なことだと思いますので、「要支援者に配慮した避難所設備の検討」と一緒にして整理したらどうかと思います。

合同フォーラム時点の事務局案では、美浜区のをほぼ全て加えた形を提示した。

 次ページへ

合同フォーラムでの意見を踏まえて（最終案）

美浜区のこの取り組みについて、加えることについての事務局の考え方には賛成。

ただし、合同フォーラムの時の事務局案のように美浜区の内容をそのまま加えるのではなく、稲毛区として必要な内容に限り加えていく必要があること、また、稲毛区の計画書に記述されている防災に関する内容全体を見ると、ほとんど自主防災組織のこと、美浜区ほど具体的ではないが、ほぼ同様の内容の記述がされているとの意見があった。

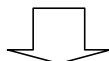
したがって、合同フォーラムの意見を踏まえ、防災に関する内容については、基本方針に5（2）に記述されている「災害時対応の専門家を呼んでの講習の実施」・「要支援者に配慮した避難所の設備の検討」の2つの取り組みをベースに全体を見直し、美浜区に記述されている内容のうち稲毛区に必要な部分を加え、再度整理した。

（事務局修正案）

修正前（パブリックコメント実施時）

- ・災害時対応の専門家を呼んでの講習の実施
- ・町内自治会や要支援者団体等で消防署の職員等の災害時対応の専門家を呼んで、災害が起きたときの対応、または日頃の備えなどについて講習を受けます。また、お互いの意見交換の場としても行っていきます。
- ・避難訓練を行います。参加者が役員や一部の人のみでなく、支援を必要とする人が進んで参加できる地域全体としての意識改革が必要です。そのためには、普段から近隣との情報交換や積極的な交流が大切です。
- ・現在、市全体で取り組んでいる、自主防災組織についても進めていくことも必要です。

・要支援者に配慮した避難所の設備の検討
要支援者団体と市などによる話し合いの場をつくり、避難場所のバリアフリー化、車椅子用トイレ、授乳場所の確保等要支援者にとって必要不可欠なものに対することについて検討をしていきます。



修正後（合同フォーラム受けての最終案）

- ・災害時対応の専門家を呼んでの講習の実施
- ・消防署の職員等の災害時対応の専門家を呼んで、日頃からの備えや災害が起きたときの対応、避難所生活を送るうえで、障害者や赤ちゃんがいる方など特別な配慮を要する人に対する正しい知識を持つための講習を受けます。
- ・講習の場としてだけでなく、お互いの意見交換の場としても活用します。
- ・避難訓練の実施及び避難場所の体制づくり
- ・参加者が役員や一部の人のみでなく、支援を必要とする人が進んで参加できる避難訓練を実施します。
- ・実施にあたっては、地域全体としての意識改革が必要です。そのためには、災害時に支援を必要とする人から、どのようなサポートが必要か申し出を受け、必要なサポート毎に、地域の中で支援者とその役割分担を事前に決めておく等、普段から近隣との情報交換や積極的な交流を行うことが大切です。
- ・現在、市全体で取り組んでいる、自主防災組織の設置についても進めます。
- ・要支援者団体と市などによる話し合いの場をつくり、避難場所のバリアフリー化、車椅子用トイレ、授乳場所の確保等要支援者にとって必要不可欠なものに対することについて検討をしていきます。

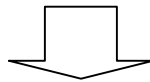
意見5 「第4章 具体的な取り組み」で出てくる「具体的な取り組み」という項目を「考えられる取り組み例」に

「現状と課題」に関しては、策定組織でそのように現状を認識し、課題を意識している、ということで理解できます。しかし、この「具体的な取り組み」というのは、どういう性格のものなのか、わかりません。「現状と課題」に対してこういう取り組みが考えられるというものなら、「考えられる取り組み例」としたほうが適切です。

計画への反映について（合同フォーラム（2月19日）時点の事務局案）

この計画に出ている「具体的な取り組み」は、「例」ではなく、これから地域の実情に応じて実際に取り組んでいくものです。

したがって、現状の「具体的な取り組み」のままにしたいと考えています。



合同フォーラムでの意見を踏まえて（最終案）

事務局案のとおり

意見 6 「第 5 章 計画の推進に向けて」に関連して
計画推進に向けた場づくりや場づくり支援を

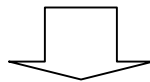
計画を知って「なにかしたい」と思う人に、どこでなにができるか、情報を提供する必要もあろうかと思います。おそらく、計画策定の過程で計画推進主体の“芽”というものがいくつか出てきているでしょうから、区内のどこで、どういう“芽”が出てきているのか、計画とは別に提供する機会があればいいでしょう。

計画は、知ってもらって、そしてその推進に多くの人に参画してもらわないと、策定した意味が失われます。「自助」や「共助」を呼びかけるなら、なおさらでしょう。そのような場を市や策定組織で設けて、あるいは設けることを支援して、そこで上記のような情報も知ることができれば、と思います。

計画への反映について（合同フォーラム（2月19日）時点の事務局案）

上記の意見については、その通りだと思います。

計画推進主体の芽を含めた地域福祉に関する情報については、委員による口コミなどによる周知や職員の出前講座、地域福祉計画のホームページ、広報誌の発行などにより周知を図っていきたいと考えています。



合同フォーラムでの意見を踏まえて（最終案）

事務局案のとおり

意見 7 子どもルームについて

「次世代育成支援行動計画」においては、放課後児童健全育成事業の数値目標を「1小学校区1子どもルーム」としてこれを最優先課題として進める計画となっており、当稲毛区においては市当局のご尽力により平成17年度中にこれを達成する予定と伺っております。しかし、稲毛区内における子どもルームの拡充に関しては、平成18年度以降の具体策が明らかにされておられません。そこで「稲毛区地域福祉計画」において、子どもルームの拡充について具体策を提示していただけますようお願いいたします。

計画への反映について（合同フォーラム（2月19日）時点の事務局案）

子どもルームについては、今年度よりスタートした「次世代育成支援行動計画」において、1小学校区1子どもルームを最優先課題として取り組んでおり、今後の拡充については、必要に応じて稲毛区だけでなく全市的に対応していきたいと考えています。

また、区地域福祉計画については、地域の生活課題に対し、自助・共助中心で取り組んでいく解決策を整理したものであり、行政の取り組みをまとめたものではありません。

したがって、地域福祉計画では記述する予定はありません。

子どもルームについては、「次世代育成支援行動計画」を基に整備を進めていきます。



合同フォーラムでの意見を踏まえて（最終案）

パブリックコメントに対する回答としては、事務局案のとおり。

ただし、合同フォーラムの中で、子どもルームの必要性や設置場所の問題など委員からあった意見を計画書に記述すべきという意見があったので、下記の内容を、資料編の4「地区フォーラムの取り組み内容以外の主な意見」に記述する。

資料編4「地区フォーラムの取り組み内容以外の主な意見」

子どもルームのない地区については、早急に設置するとともに、すでに設置されている地区については、拡充や設置場所の再検討など、子どもに安全で、利用しやすい環境を整える必要がある。

< 今後のスケジュールについて >

【稲毛区地域福祉計画策定スケジュール】

第6回稲毛区地域福祉計画策定委員会

(2月26日(日)10:00 ~ 稲毛区役所3階講堂)

合同フォーラムを受けての修正点の報告及び検討
計画決定

策定委員会終了後(3月)

策定委員会を受けての最終修正、最終チェック等
必要に応じて作業部会の開催

稲毛区地域福祉計画決定

【稲毛区地域福祉計画推進協議会について】

前回の区策定委員会や先週の合同フォーラムでお話してありますとおり、稲毛区地域福祉計画の円滑な実施を図るため、「稲毛区地域福祉計画推進協議会(仮称)」を設置(計画書第5章に記述)します。

(補足)

委員の選定については、今までいただいた各区の意見を参考にしながら事務局で決定します。

地区フォーラム委員の皆さんにも、継続性の観点などから、推進協議会への参加希望者を募集をする予定です。

5月に第1回会議を開催する予定です。

地域福祉計画に関わる今後のスケジュール（案）

組織名等		平成17年度			平成18年度							
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
計画の策定	市計画 市策定委員会		提出意見の報告	3/24パブコメ意見の計画反映の検討 計画の決定								
	区計画 地区フォーラム 区策定委員会		提出意見の報告 2月中旬～3月上旬	パブコメ意見の計画反映の検討 計画の決定	計画決定の 決裁	計画書の 印刷発注	市長定例 記者会見	市政だより 記事掲載 (4/15号)				
	パブリックコメント	12/15～1/16 意見募集	2月初旬 提出意見の整理				4月上旬 意見の概要と市の考 え方の公表(HP)					
計画の推進	内部調整	1/30 区、社協、本庁 打合せ(管理職)	2月上旬 (実務者)	2/13 福祉行政連絡会				5月 庁内検討会(報告) 要綱改正が必要				9月 庁内検討会 (予算化要望)
	区計画推進協議会 (仮称)		2月～ 協議会のあり方について地区 フォーラム委員の意見集約 協議会の概要決定 設置要綱の制定		公募委員の募集 - 決定(4月下旬)	5月上旬 第1回協議会開催	意見照会	7月中旬 第2回協議会 開催				
	地域福祉 パイロット事業			地区フォーラムからの継続委員募集 団体からの推薦・本人承諾依頼			6月下旬 第1回申請受付		7月下旬 交付決定			
	市計画推進協議会 (仮称)						5月中旬～ 協議会の役割 委員の人選等の検討					第1回協議会開催
その他	事務分掌の規則の改正 (区を含む)		2月上旬 行政管理課から改正案文作成 提出依頼	2月中旬 行政管理課 提出 区は区政課 経由								
	関係団体等への説明 (民児協常務会、地区 部会役員会は説明済 み)		2/15 障害者社会参加 推進協議会		3/30 社会福祉審議会 (報告)							

稲毛区地域福祉計画（案）

みんなで支え合い、安心して暮らせる稲毛^{まち}をめざして
- 心のバリアフリーから始まる“地域発”の新しい取り組み -

千葉市



平成18年2月26日

区策定委員会用

ごあいさつ

稲毛区長

稲毛区地域福祉計画策定委員会

委員長 原田 正隆

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と目的	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の特徴	3
4	策定体制	4
5	計画期間	5

第2章 稲毛区の現状と課題

1	統計データ等からみた稲毛区の現状	8
2	地域福祉に関する課題	16

第3章 5つの基本方針と基本目標

1	5つの基本方針	24
2	基本目標	26

第4章 具体的な取り組み

基本方針1	地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから 始めよう	30
基本方針2	「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、 活動したり」するみんなの居場所づくり	32
基本方針3	身近なところで必要な情報を得ることができる仕組み づくり	40
基本方針4	人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け 合う地域での連携プレー	46
基本方針5	緊急時に備えた日頃からの取り組み	51

第5章 計画の推進に向けて

- | | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 計画の周知 | 56 |
| 2 | 稲毛区地域福祉計画推進協議会（仮称）の設置 | 56 |

資料編

- | | | |
|----|---------------------------|----|
| 1 | 稲毛区地域福祉計画策定の経過 | 58 |
| 2 | 区地域福祉計画策定委員会設置要綱 | 60 |
| 3 | 委員名簿 | 62 |
| 4 | 地区フォーラムでの取り組み内容以外の主な意見 | 66 |
| 5 | 広報誌の発行 | 68 |
| 6 | 作業部会員による調査報告 | 70 |
| 7 | 稲毛区地域福祉計画のためのアンケート調査結果の概要 | 71 |
| 8 | 地域の活動状況 | 74 |
| 9 | 福祉関連施設等一覧 | 79 |
| 10 | 町丁別人口 | 86 |

取組内容一覧表

基本方針		取り組みの方向性		具体的な取り組み	ページ
1	地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう	(1)	お互いを知る機会をつくる	挨拶から始まる地域との関わり	30
		(2)	困っている人の生の声に耳を澄ます	地域の情報交換の推進	31
				回覧板での「困った欄」と施設に「困った箱」の設置	31
2	「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」するみんなの居場所づくり	(1)	お互いを認め合った様々な交流の展開	ふれあい・いきいきサロン、ふれあい・子育てサロンの拡充	32
				保育所（園）や幼稚園での地域交流の拡充	33
				ごはんを一緒に食べる機会づくり	33
				公民館を利用した子どもの活動の充実	34
				いきいきプラザ・いきいきセンターでの交流	34
				学校での放課後等の子どもの居場所づくりや地域交流の実施	35
		(2)	誰もがぶらっと寄ることができる場づくり	自治会館の活用	36
				公民館・コミュニティセンターの活用	36
				子どもルームの空き時間の活用	36
				児童福祉センターの活用	37
				空き店舗の活用	37
				これからできる施設などについての活用方法の提案	37
		(3)	交通手段の確保	交通手段の充実に向けて	39
3	身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり	(1)	身近なところでの情報提供と相談	地域の情報の収集と発信	40
				ぶらっと寄ることができる場での情報提供	40
				保健福祉総合相談窓口の活用	41
				こころの健康への対応	41
		(2)	青少年の健全育成にとって好ましくない情報についての対策	啓発の充実	42
				有資格者の育成及び見守り活動	43
		(3)	権利擁護・成年後見制度の推進	判断能力がない又は不十分な高齢者・障害者等に対する支援	44

基本方針		取り組みの方向性		具体的な取り組み	ページ
4	人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域での連携プレー	(1)	身近な地域での連携・協力による支援や見守り	地域で活動している人・組織との連携・協力	46
				元気な高齢者や子ども達の参加による支援や見守り	47
				一人暮らし高齢者などの引きこもり防止対策	47
		(2)	新たな形での支援や見守り	コーディネート組織の設置	48
				暮らしの助っ人隊の結成	49
				大学や学生も参加するまちづくり	50
5	緊急時に備えた日頃からの取り組み	(1)	いざというときに必要な情報把握	安心カードの作成と活用	51
				(2)	災害時などの支援体制の構築
		避難訓練の実施及び避難場所の体制づくり	52		
		(3)	地域でできる防犯の取り組み	防犯マップの作成と活用	53
				「子ども110番の家」の拡大・活用	54
				商店街・企業等と連携した取り組み	54

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化や核家族化の進展、情報の発達等により生活習慣や価値観が多様化し、昔のような「遠くの親戚より近くの他人」といった地域のつながりが弱くなっています。

このような社会の中で、本市では、支援を必要としている人に対し、多くのサービスを展開していますが、必ずしもすべて解決に結びついてはいえない状況となっています。

そのため、住み慣れた地域で、誰もがその人らしく安全で安心して充実した生活がおくれるよう、本市で展開しているサービスだけでなく、地域住民のつながりを構築し、支え合い助け合う関係をつくっていくことが求められるようになりました。

稲毛区においても、「文教のまち稲毛区」としての特性を活かしながら、今まで以上に地域住民同士が協力して、支え合い助け合う仕組みをつくることをめざし、「稲毛区地域福祉計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

稲毛区地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉法の改正により定められた「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

なお、本市では、市域も広く、区によって都市形成の過程や交通基盤などのインフラ整備、住民の生活スタイルなどが異なることから、地域の実情を十分に反映するため、市民にとって身近な行政主体である区ごとに「区地域福祉計画」を策定し、あわせて各区の計画内容を踏まえた市（行政）として取り組むべき施策を中心とした全市的な「市地域福祉計画」を策定することにしました。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときには、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 区計画と市計画との関係

区計画は、身近な地域での様々な生活課題に対して、できる範囲内で自分のことは自分で行うこと(自助)、地域住民同士が支え合うこと(共助)を中心とした住民による参加・活動の計画です。

策定当初から多くの区民の皆さんの参加を得て、自ら課題を設定し検討を行ったものであり、区民の皆さんから提案された身近な生活課題の解決策が盛り込まれています。

なお、これらの解決策を実現するために求められる公的施策や支援の方向性についても言及されています。

一方、市計画は、地域福祉に関する基本的理念や意義を明らかにするとともに、各区の計画に盛り込まれた自助・共助を中心とした取り組みを支援する公的施策や地域福祉を推進するための基盤づくりとして全市的に実施すべき行政施策(施設整備、サービス、人材育成、情報等)(公助)を中心として盛り込まれています。

3 計画の特徴

(1) 多くの区民の方の参加を得て、計画を策定しました。

地域福祉計画を策定するにあたっては、地域福祉を推進していく担い手となる区民の皆さんの参加が不可欠です。

そのため、支援を必要としている人、町内自治会、老人クラブなどの地域住民の方、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会、ボランティア、NPO等の社会福祉活動を行う方、社会福祉を目的とする事業者の方、学校など、幅広い分野からご参加いただきました。

(2) 「分野のバリアフリー」の考え方を大切にしました。

これまで福祉といえば、高齢者、子ども、障害者といった対象者別に考えられていましたが、この計画では、地域の中で一体的に考えていこう、また、当事者やその関係者だけでなく、地域住民みんなで考えて行動していこう、といった考え(分野のバリアフリー)を大切にしました。

また、この計画では、福祉に関するだけでなく、防災・防犯など生活に関連する課題も含めた内容となっています。

(3) 「“地域発”の取り組み」という考えを大切にしました。

この計画は、自分たちでできることは何か、地域住民同士でできることは何かといった自助・共助の取り組みを中心に盛り込んだ計画であり、「“地域発”の取り組み」という今までの行政計画とは違った新しい発想・視点を大切にしました。

4 策定体制

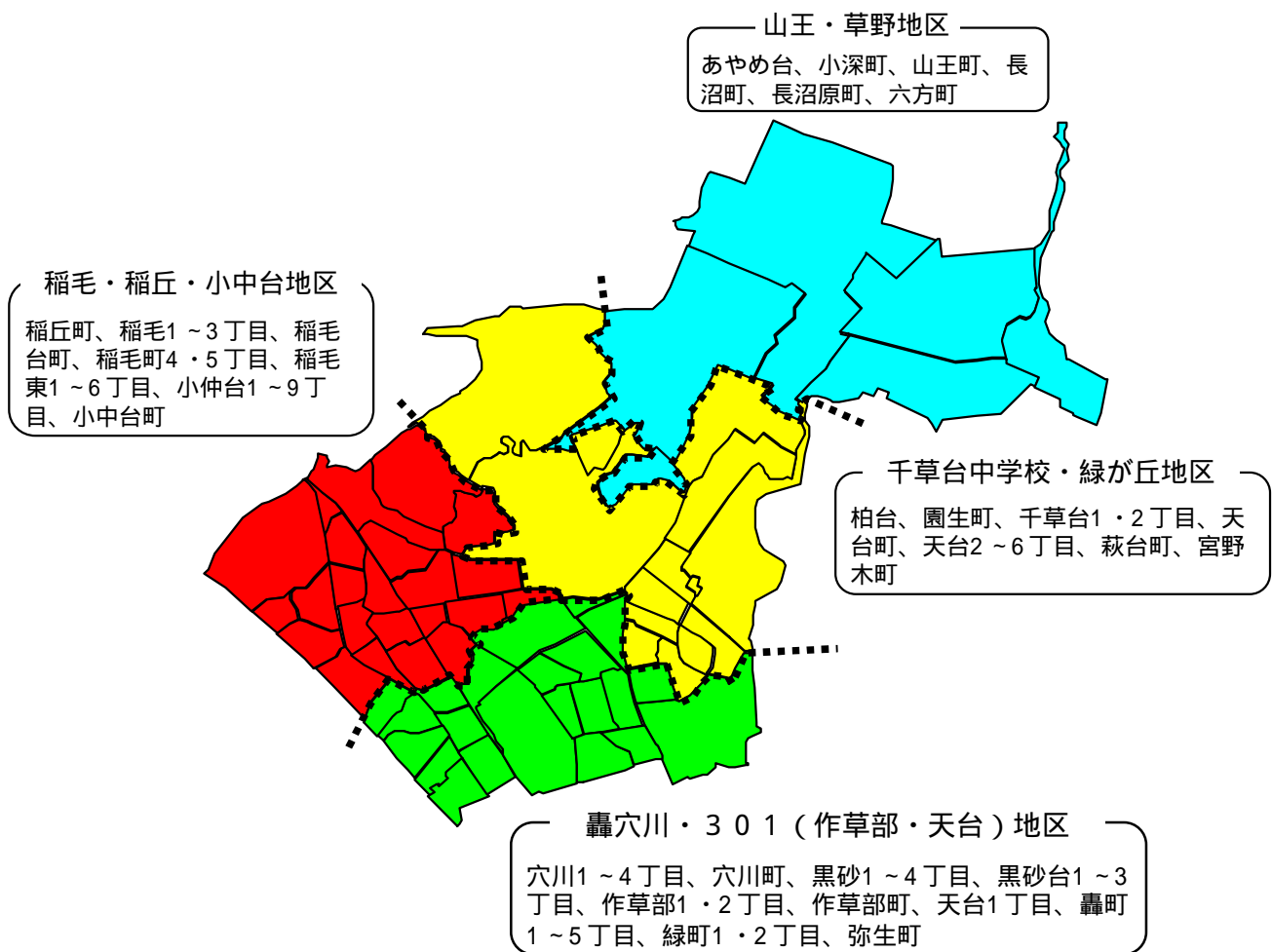
(1) 地区フォーラムの設置

稲毛区を下記の図のとおり4つの地区に分け、平成16年4月にそれぞれ地区フォーラムを設置しました。

地区フォーラムでは、区全体で64名の方に参加していただき、委員自ら地域での生活上の課題を出し合い、それに対応する解決策を、自助・共助・公助の視点から検討し、平成16年度は月に1回程度、平成17年度は1回開催しました。

また、各地区の委員全員が集まり、地区フォーラムでの取り組みや計画素案を広く区民に周知することなどを目的とした、「合同フォーラム」を平成16年度に1回、平成17年度に2回開催しました。

(稲毛区地域福祉計画地区フォーラム区割り図)



(2) 作業部会の設置

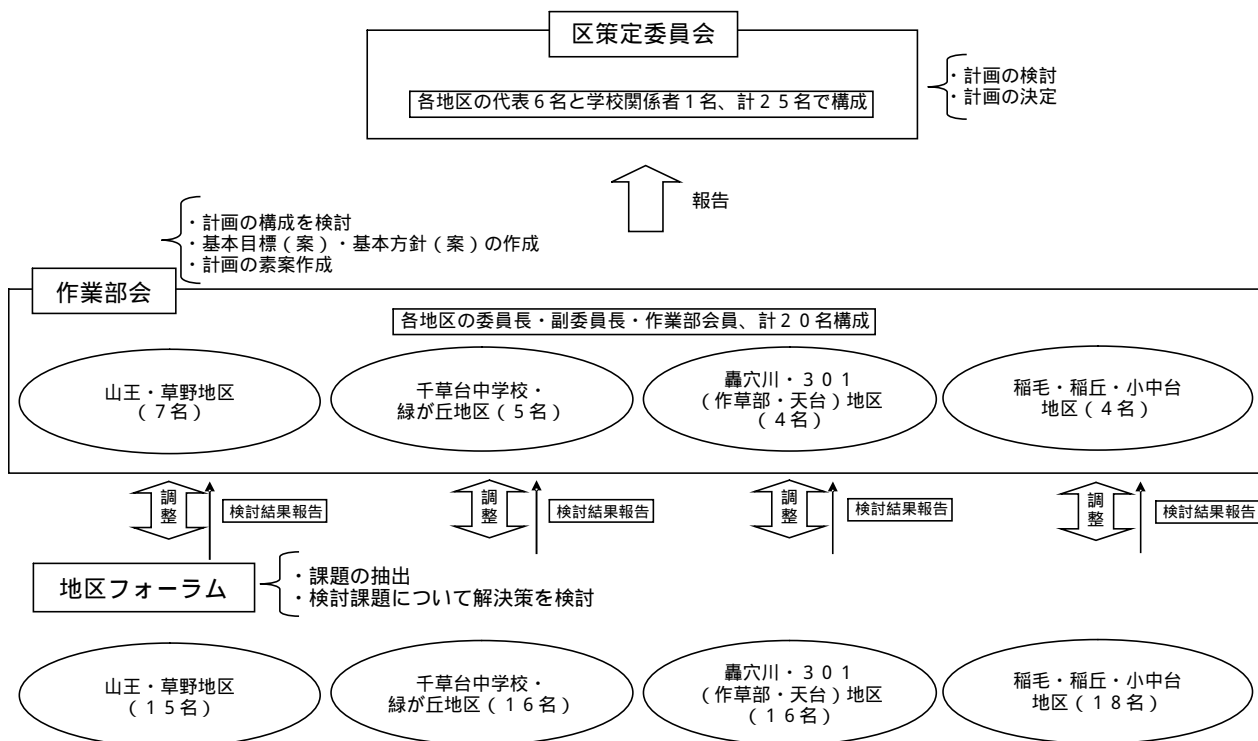
地区フォーラムで検討した解決策をもとに、とりまとめの作業や素案の作成を行う作業部会を設置しました。

各地区から選出された計20名の委員で構成し、平成16年度・17年度の2年間で15回開催しました。

(3) 区策定委員会の設置

計画策定までの作業方針を定めるとともに、区計画の検討及び策定を行う区策定委員会を設置しました。4地区フォーラムからの各6名と学校関係者1名の計25名で構成し、平成16年度・17年度の2年間で6回開催しました。

(策定体制図)



5 計画期間

この計画の期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間で、必要に応じて見直しを行います。

第1章 計画の概要

(地区フォーラムなどの様子)



《山王・草野地区》



《千草台中学校・緑が丘地区》



《轟穴川・301(作草部・天台)地区》



《稲毛・稲丘・小中台地区》



《合同フォーラム》



《区策定委員会》

第2章

稲毛区の現状と課題

1 統計データ等から見た稲毛区の現状

(1) 人口・世帯数(町丁別人口は86頁に掲載されています。)

稲毛区の人口は、平成17年9月30日現在で149,021人であり、5年前と比較すると約2,000人増加しています。

5年前と比較すると、年少人口(14歳以下)の割合は0.5%減少し、高齢者人口(65歳以上)は割合3.5%増加しており少子高齢化が進んでいます。

世帯数は、63,407世帯であり、5年前と比較すると約3,500世帯の増加となっています。

(平成12年)

(単位：人口は人・世帯数は世帯)

市・区	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)		世帯数
			人口比率		人口比率	
千葉市	885,110	125,016	14.1%	109,237	12.3%	354,912
中央区	170,235	20,921	12.3%	26,735	15.7%	75,973
花見川区	179,080	24,509	13.7%	21,530	12.0%	70,689
稲毛区	146,928	19,824	13.5%	18,648	12.7%	59,836
若葉区	151,221	18,684	12.4%	20,886	13.8%	59,519
緑区	101,765	21,652	21.3%	10,444	10.3%	35,929
美浜区	135,881	19,426	14.3%	10,994	8.1%	52,966

(平成17年)

(単位：人口は人・世帯数は世帯)

市・区	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)		世帯数
			人口比率		人口比率	
千葉市	921,653	129,098	14.0%	147,363	16.0%	386,909
中央区	183,198	23,235	12.7%	32,619	17.8%	84,786
花見川区	180,933	24,758	13.7%	29,364	16.2%	75,000
稲毛区	149,021	19,361	13.0%	24,163	16.2%	63,407
若葉区	149,777	19,956	13.3%	28,274	18.9%	62,461
緑区	112,793	20,263	18.0%	14,566	12.9%	41,406
美浜区	145,931	21,525	14.8%	18,377	12.6%	59,849

各年とも9月30日現在の登録人口

(2) 活動団体

町内自治会加入率

町内自治会の加入率は、全市的に減少傾向にあり、稲毛区でも、平成13年から4.3%減少しています。

	加入率(%)				
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
千葉市	79.8	78.1	76.5	75.5	74.8
中央区	80.7	79.0	76.8	75.9	74.9
花見川区	86.8	85.9	85.0	83.5	83.2
稲毛区	82.9	81.8	80.3	79.1	78.6
若葉区	74.0	73.0	73.3	73.0	71.9
緑区	65.6	64.6	62.1	61.6	61.0
美浜区	81.2	76.7	73.9	72.6	72.4

各年とも3月31日現在

加入率 = 加入世帯数 ÷ 全市または各区の世帯数

社会福祉協議会地区部会加入世帯数

社会福祉協議会地区部会への加入世帯数は、全市的には、増減はあるものの緩やかな増加傾向にあります。稲毛区では、減少傾向にあります。

	加入世帯数(世帯)				
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
千葉市	163,727	161,612	164,059	167,026	170,554
中央区	45,263	46,273	46,654	46,320	49,225
花見川区	23,948	23,801	23,833	23,678	23,133
稲毛区	30,214	29,662	29,174	28,213	28,791
若葉区	25,197	25,492	24,989	25,145	24,691
緑区	12,202	12,676	13,290	17,902	18,205
美浜区	26,903	23,708	26,119	25,768	26,509

各年とも3月31日現在

第2章 稲毛区の現状と課題

老人クラブ加入率

老人クラブの加入率は、高齢期を迎えた方の新規加入が少ないため、全市的に減少傾向にあり、稲毛区でも、平成13年から2.7%減少しています。

	加入率(%)				
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
千葉市	10.6	9.7	9.1	8.4	8.0
中央区	17.3	16.1	15.4	14.1	13.4
花見川区	7.2	6.6	6.3	5.8	5.3
稲毛区	9.5	8.4	7.8	7.2	6.8
若葉区	8.5	7.8	7.2	6.8	6.7
緑区	10.1	9.6	8.3	7.5	6.8
美浜区	8.8	8.2	7.9	7.9	7.8

各年とも4月1日現在

加入率 = 加入している60歳以上の人数 ÷ 全市または各区の60歳以上の人口

ボランティア登録数

ボランティアセンターの全市の登録数は、多少の増減はあるものの増加傾向にあります。

	登録数(人)				
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
個人ボランティア	2,555	2,871	3,210	3,625	3,886
ボランティアグループ ()内はグループの数	5,981 (145)	5,567 (138)	6,884 (154)	6,361 (164)	6,429 (167)
合計	8,536	8,438	10,094	9,986	10,315

各年とも3月31日現在

NPO法人登録数

NPO法人登録数は、全市で、平成13年から7倍以上増加しています。

	法人数				
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
千葉市	28	55	105	166	215

各年とも3月31日現在

(3) 要介護認定者数

稲毛区の介護保険の要介護(要支援)認定者数は、平成17年3月31日現在で、2,987人となっています。全市では、平成13年から約2倍に増加しています。

(単位:人)

市・区	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
千葉市 (平成13年)	973	2,842	2,027	1,516	1,685	1,618	10,661
千葉市 (平成17年)	3,688	6,426	2,829	2,440	2,507	2,188	20,078
中央区	968	1,563	713	584	594	529	4,951
花見川区	911	1,152	472	447	473	405	3,860
稲毛区	469	929	454	345	403	387	2,987
若葉区	548	1,292	600	544	548	482	4,014
緑区	406	777	277	288	289	210	2,247
美浜区	386	713	313	232	200	175	2,019

死亡、転出者を除き、転入者を含んだ実数

各年とも3月31日現在

(4) 障害者手帳交付数

身体障害者手帳交付数

稲毛区の身体障害者の手帳交付数は、平成13年から722人増加しています。

(単位:人)

市・区	平成13年			平成17年		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
千葉市	857	18,504	19,361	972	22,248	23,220
中央区	112	3,994	4,106	142	4,669	4,811
花見川区	146	3,823	3,969	138	4,455	4,593
稲毛区	150	2,975	3,125	172	3,675	3,847
若葉区	148	3,503	3,651	168	4,199	4,367
緑区	213	1,888	2,101	242	2,259	2,501
美浜区	88	2,321	2,409	110	2,991	3,101

各年とも3月31日現在

第2章 稲毛区の現状と課題

療育手帳交付数

稲毛区の知的障害者の手帳交付数は、平成13年から98人増加しています。

(単位：人)

市・区	平成13年			平成17年		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
千葉市	853	2,078	2,931	1,106	2,509	3,615
中央区	134	469	603	190	524	714
花見川区	173	365	538	213	449	662
稲毛区	143	360	503	159	442	601
若葉区	147	410	557	195	496	691
緑区	115	215	330	166	278	444
美浜区	141	259	400	183	320	503

各年とも3月31日現在

精神障害者保健福祉手帳交付数

精神障害者の手帳交付数については、市全体で平成13年から約2倍となっています。

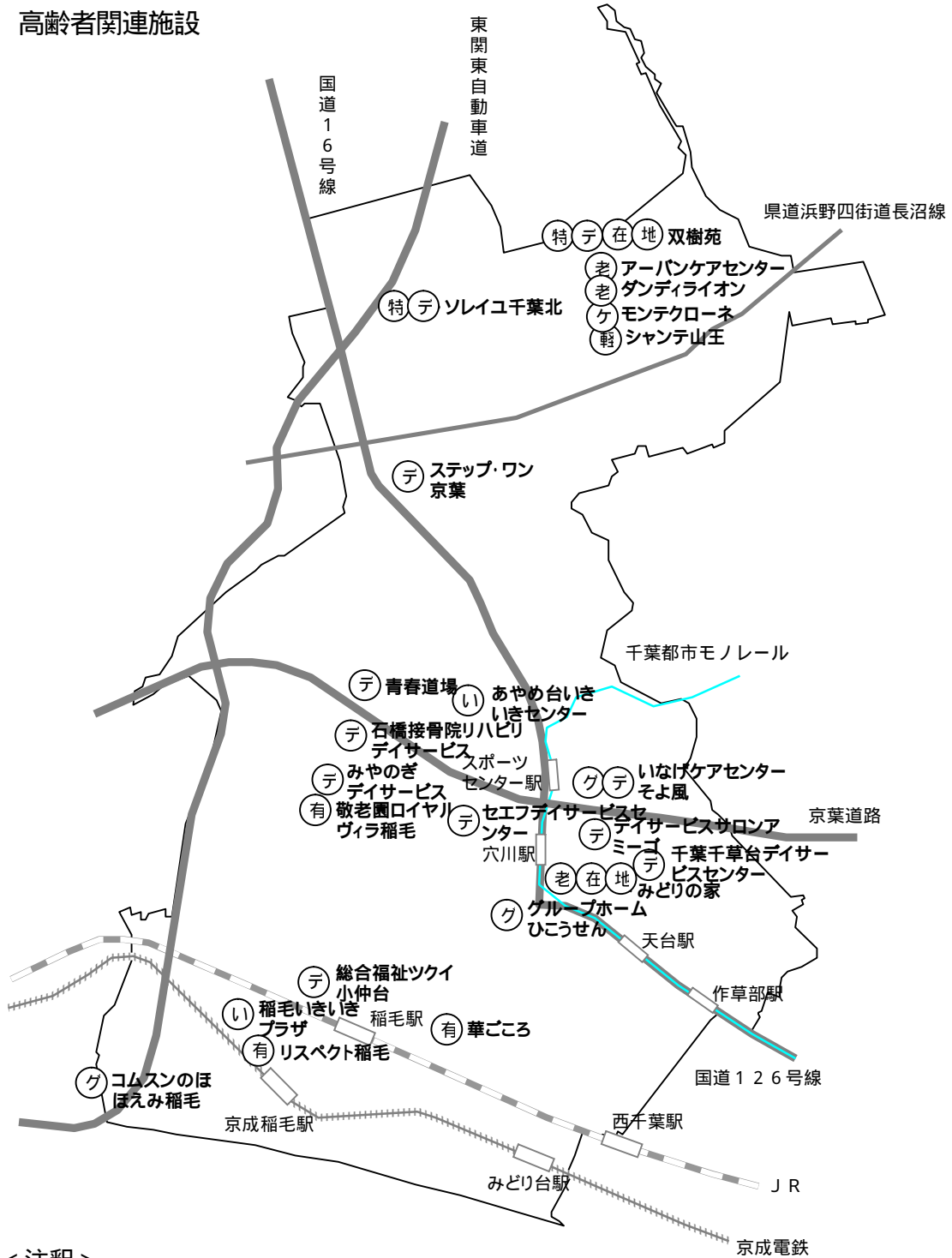
(単位：人)

市	年齢 年	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
		千葉市	平成13年	9	423	397
	平成17年	10	707	898	146	1,761

各年とも3月31日現在

(5) 稲毛区にある主な施設(詳細は79頁に掲載しています。)

高齢者関連施設



< 注釈 >

(特) 特別養護老人ホーム	(テ) デイサービス
(軽) 軽費老人ホーム	(ク) グループホーム
(ケ) ケアハウス	(在) 在宅介護支援センター
(有) 有料老人ホーム	(い) いきいきプラザ・いきいきセンター
(老) 介護老人保健施設	(地) 地域包括支援センター

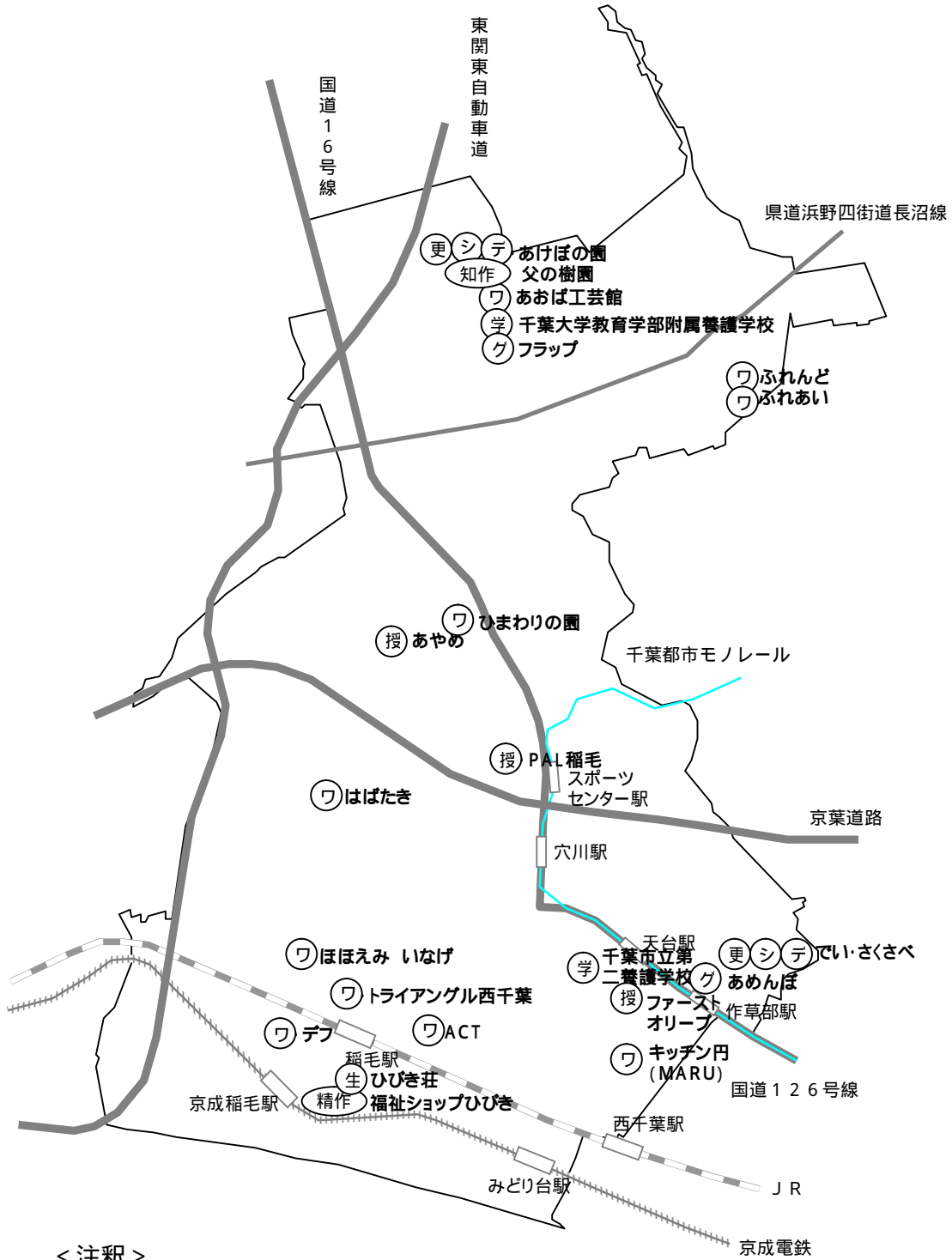
児童関連施設



<注釈>

①ほ	保育所（園）	①こ	子どもルーム
①地	地域子育て支援センター	①こ	児童福祉センター
①リ	子育てリラッククス館	①養	児童養護施設
①乳	乳幼児健康支援一時預かり		

障害（児）者関連施設



< 注釈 >

○更	知的障害者更生施設	□ワ	心身障害者ワークホーム
○授	知的障害者小規模授産施設	□ク	知的障害者グループホーム
○テ	知的障害者デイサービス	○精作	精神障害者共同作業所
○シ	知的障害者ショートステイ	○生	精神障害者生活ホーム
○知作	知的障害者福祉作業所	○学	養護学校

2 地域福祉に関する課題

稲毛区の地域福祉に関する課題については、地区フォーラムの中で、地域にどのような問題があるのか委員の皆さん自ら考え、各地区で整理しました。

(1) 地区フォーラムから出された地域福祉に関する主な課題

交流・居場所に関する課題

地域では、区役所や公民館、コミュニティセンターなどを会場に、市・区主催の行事や町内自治会、社会福祉協議会地区部会など区民が主催の行事が行われており、公・民で多くの行事が開催され、地域住民同士の交流活動が活発に行われています。

しかし、高齢者の一人暮らしの方は、外に出ることが困難な方も多く、身近なところに交流する機会がないため、1日誰とも会話することがない方もいらっしゃいます。

また、障害者の方は、日頃の活動拠点が住む場所と違うところにある方が多く、地域の人々と交流する機会があまりありません。さらに、子どもたちは、学校が週休5日制になり、休日に地域で過ごせる場所が不足していることが問題となっています。

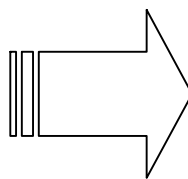
以上のことから、交流・居場所に関する課題として「身近な地域で、誰もが気軽に参加できる交流活動・居場所づくり」を設定しました。

(地区フォーラムから出た主な意見)

高齢者は、近くに交流の場がないと引きこもりになる事が多く、防止するために小規模でも集合できる場所が欲しい。

子どもが、休日に地域社会で過ごせる場所が少ない。学校週5日制に伴う地域での対応が不十分である。

障害者だけを集めての文化・体育活動ではなく健常者に混じり、その中の一員として一緒に活動をしてみたい。



(課題)

身近な地域で、誰もが気軽に参加できる
交流活動・居場所づくり

情報に関する課題

本市で行っている様々なサービス・行事のお知らせについては、市政だよりや多くのパンフレット等を作成し、新聞の折り込みや町内自治会の回覧板などを利用して配布を行っています。また、インターネットを活用し、千葉市ホームページから検索できるようになっています。

一方、地域の情報については、町内自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会などで広報誌を作成し、掲示板や回覧板を利用して配布を行っています。

しかし、地区フォーラム委員の多くの方から、本市で行っているサービスの情報や地域の活動に関する情報が入ってこない、情報の入手方法がわからないなどの意見がありました。

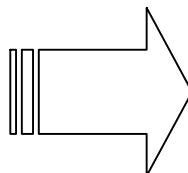
以上のことから、情報に関する課題として「誰もが身近なところで、必要なサービスの情報が入手できるような仕組み」を設定しました。

(地区フォーラムから出た主な意見)

通所介護など、介護保険で利用できるサービスの情報が広く周知されていない。

支援費サービス等の制度改正があった場合、情報取得が困難である。

相談窓口では、制度などの情報提供のみの対応となり、その後は自分でやらねばならず、制度を利用できない人がいる。



(課題)

誰もが身近なところで、必要なサービスの情報が入手できる仕組み

身近な生活支援に関する課題

平成12年度からは高齢者を対象とした介護保険制度、平成15年度からは身体・知的障害者を対象とした支援費制度が始まり、契約による在宅福祉に関する様々なサービスが展開されています。また、子育て支援に関しても行政を中心に、様々なサービスを実施しています。

しかし、これらの制度・サービスが、支援を必要としている人たちの困っていることすべてに対応できているわけではありません。

これらの制度・サービスを展開していくとともに、現在、民生委員・児童委員や社会福祉協議会地区部会の方を中心に行っている身近な生活支援の活動を地域全体で取り組み、支え合い助け合うことにより、誰もが安心して地域で生活できるような仕組みをつくっていく必要があります。

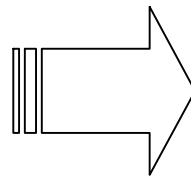
以上のことから、身近な生活支援に関する課題として「困っている人に対して、地域住民同士で支え合い助け合う仕組み」を設定しました。

(地区フォーラムから出た主な意見)

ゴミ出しについて、早朝、ヘルパーさんが来てくれる家庭はいいが、他は前日出すことになるのでは。

障害児を持つ親はバスに乗せる、あるいは自家用車で送り迎えする等時間を確保しなければならず、フルタイムで働くことができない。

支援費制度や介護保険までには該当しない人たちでも、通院などの外出に介助をしてくれるヘルパーが欲しい場合がある。



(課題)

困っている人に対して、地域住民同士で支え合い助け合う仕組み

見守りに関する課題

近年、一人暮らしの高齢者の孤独死に関する問題が社会問題となっています。

稲毛区には、あやめ台、小中台、園生町、千草台等に大規模団地があり、実際にそこに住んでいた一人暮らしの高齢者が部屋で亡くなっていたということが起きています。

本市では、安心電話サービスを実施し、一人暮らしの高齢者に対して電話をかけて安否確認を行っていますが、それだけで対応できているわけではありません。

また、見守りは高齢者に対してのみではなく、一人暮らしをしている障害者の方など他にも必要としている方がいます。

このような方たちに対して、地域住民同士で見守りができる仕組みをつくっていく必要があります。

以上のことから、見守りに関する課題として「地域住民同士などで見守り・安否確認できる方法」を設定しました。

(地区フォーラムから出た主な意見)

一人暮らし高齢者に対する配慮と実態把握が難しく、集合住宅での孤独死が多い。

一人住まいや高齢者のみの世帯で、健康状態に不安を感じている高齢者が多く、不便を感じている人がいる。

他の住民との接触を全く拒否する高齢者がいる。

(課題)

地域住民同士などで見守り・安否確認
できる方法

災害に関する課題

ここ数年、日本全国で多くの自然災害が発生しています。首都圏は、地震の多い地域で、近いうちに大地震が起こると予想されています。

本市でも、いざというときの備えや自主防災組織の設置の推進などの取り組みを行っていますが、地域住民の皆さんも、災害が発生したときのために日頃から備えをしておく必要があります。

また、高齢者や障害者の方には、一人ではすぐに避難できない方もおり、不安に感じるといった意見もありました。

そのような方たちに対する対策も検討する必要があります。

以上のことから、災害に関する課題として「災害時等のいざというときのための日頃からできる取り組み」を設定しました。

(地区フォーラムから出た主な意見)

災害弱者が災害時にどの人の手を借りて
どういうふうに安全な地帯に避難する
等、スムーズに避難できるためのマニュアルがない。

近隣の方は高齢者が多く、肢体不自由者が
人の手を借りるといっても心もとない。

市や警察、消防署等に災害時の対応など
について説明してほしい。

(課題)

災害時等のいざというときのための日頃
からできる取り組み

地域の安全に関する課題

ここ数年、新聞やニュースで様々な犯罪に関する報道が流れ、子どもを公園で遊ばせるのが不安である、夜に一人で歩かせるのが非常に不安であるといった声が聞かれ、身近な地域が安全であるとは言えない状況となっています。

犯罪を防止するための取り組みとして、ある地域で住民が自主防犯組織を結成し、交代で見回るなどの活動を展開し、実際に犯罪件数が激減した話も出ています。

このような地域を稲毛区全体に広げることが必要です。

以上のことから、安全に関する課題として「安全な地域にするための住民の取り組み」を設定しました。

(地区フォーラムから出た主な意見)

ちょっと暗くなると高齢者や子どもの一人歩きが心配な地域になってしまった。

子どもの安全な通学路が確保されていない。

空き巣、車上荒らし、ひったくり等が多く発生しているらしく、不安である。

(課題)

安全な地域にするための住民の取り組み

第2章 稲毛区の現状と課題

その他

その他の課題としては、次のようなものがありました。

- ・ バリアフリーに関する課題
- ・ 交通に関する課題
- ・ 就労に関する課題
- ・ 住宅に関する課題

(2) 各地区で検討された課題

各地区で問題を整理し、検討された課題は次のとおりです。

検討順	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
山王・草野	A	居場所・交流・社会参加・交通	身近な生活支援・緊急時の支援・見守り	相談・サービスのネットワーク化・ネットワークづくり・虐待	ケアマネジメント	安全	-	-	-	
	B	人材育成・福祉教育・こころのバリアフリー・ボランティア・NPO活動	情報	バリアフリー	支援方法の改善	-	-	-	-	
千草台が丘中学校・緑が丘中学校	A・B	交流・（こころの）バリアフリー・社会参加・居場所・情報の交換・就労・障害者スポーツ	声なき要支援者の把握と支援、身近な生活支援、相談	安全・緊急時の支援・虐待	-	-	-	-	-	
轟六川・301	A・B	居場所づくり	社会参加・自立支援	権利擁護	情報の共有	みまもり	子育て・子育て	交通問題と公共施設のバリアフリー	住宅政策	ボランティア・NPO活動
稲毛・稲丘・小中台	A	交流・居場所・社会参加	子育て支援	サービスの質の向上・在宅ケア・身近な生活支援・自立支援	安全	見守り・虐待・権利擁護・こころの健康	相談	災害弱者・防災・緊急時の支援	バリアフリー・施設の充実	身体の健康
	B	交流・居場所・社会参加	サービスの質の向上・在宅ケア	就労	ボランティア・NPO活動	-	-	-	-	-

地区フォーラムでは、A・Bの2グループに分かれて検討を行いました。

地区により、グループごとに違う課題を検討しているところと、同じ課題を検討しているところがあります。

第3章

5つの基本方針と基本目標

1 5つの基本方針

地区フォーラムで整理された課題やそれに対する解決策の検討内容を踏まえ、稲毛区の地域福祉を推進していく上での方向性を示す基本方針を下記のとおり5つ決めました。

基本方針1 地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう

地域福祉は、地域に住む人々がお互いを知り、理解することから始まるのではないでしょう。

みんながお互いの気持ちを理解し、人それぞれの声に耳を傾け、関心を持てるよう、まずは、近隣や町内自治会単位などで、挨拶やふれ合う機会をつくっていきます。

基本方針2 「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」するみんなの居場所づくり

誰もが、気軽に参加できる交流活動を通して、仲間づくりや心身の健康づくりを推進するとともに、身近な相談（暮らしの中のちょっとしたこと）の場としても機能させていきます。交流の場としては、公共施設や自治会館などを活用します。

基本方針3 身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり

身近なところで、市や民間、地域などの様々な情報を得ることができるような仕組みをつくっていきます

また、青少年の健全育成にとって好ましくない情報などに対する対策にも取り組んでいきます。

基本方針4 人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域での連携プレー

地域に住む人々や組織をつなげるコーディネート機能を整備し、地域のネットワーク機能を構築していきます。

また、そのネットワークを活用し、地域の課題や諸問題への対応（日常生活における支援や障害児の親が急に病気になってしまったときなどのいざというときの支援、見守り活動、提案活動など）を展開していきます。

基本方針5 緊急時に備えた日頃からの取り組み

災害時などのいざというときに備えた対策を検討し、支援体制を構築していきます。

また、最近増加している様々な犯罪などについて、地域でできる防犯対策を展開していきます。

2 基本目標

地区フォーラムでの検討や5つの基本方針を踏まえ、稲毛区のめざすべき将来像である基本目標を下記のとおり決めました。

《基本目標》

みんなで支え合い、安心して暮らせる^{まち}稲毛をめざして

- 心のバリアフリーから始まる“地域発”の新しい取り組み -

基本目標のポイント

1行目は、稲毛区がどのような福祉のまちをめざすのかという「目標」を、誰が見てもわかるような言葉で記載しています。

2行目は、「心のバリアフリー」など、あまり耳慣れない言葉も入っていますが、興味を引いたり、目新しさを感じさせるような言葉で、この計画の「大切な視点」を記載しています。

第4章

具体的な取り組み

主な担い手について

町内自治会

一定の地域に住む人達が、明るく住み良い豊かなまちづくりをめざし、地域における生活上の諸問題、身近な環境整備や安全、福祉などいろいろな問題の解決に取り組むとともに、お祭りや運動会等いろいろな行事を通じ、住民の連帯意識の向上に努めている自主的な団体です。

市全体で約1,000団体、稲毛区で約180の団体が設置されています。

社会福祉協議会

「住み慣れた地域で、家族や友人とともに健やかに暮らしたい」という願いをかなえるために、地域住民や各種団体（団体・機関・福祉施設など）と話し合い、協力し合い総合的な福祉の推進を図るために設置された民間の福祉団体です。

地域福祉を推進する専門機関として、全国の都道府県・指定都市・市区町村に設置され、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」に公共性と自主性をもって取り組んでいます。

平成12年に施行された社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確化されました。

また、社会福祉協議会を略して「社協（しゃきょう）」と呼ばれています。

社会福祉協議会地区部会

おおむね中学校区を単位として、地域住民の社会福祉に対する理解と関心を深め、地域の福祉課題に、より細やかに対応するために組織された、地域住民の皆さん自身によって作られた自主組織です。

主な活動としては、ふれあい食事サービス、敬老会、いきいきサロン、散歩クラブなどを行っています。

市全体では57地区、稲毛区では、山王、草野、千草台中学校、緑が丘、轟穴川、301（作草部・天台）稲毛、稲丘、小中台の9地区が設置されています。

民生委員・児童委員

地域住民の福祉向上のために、昭和23年に制定された民生委員法に基づいて厚生労働大臣が委嘱する奉仕者で児童福祉法による児童委員も兼ねています。

子どもや家庭のこと、地域のことなどを皆さんと一緒に考えサポートしています。また、困ったことや心配ごと、支援を必要とする相談には、住民の立場に立って対応し、福祉サービスに関する情報の提供や、行政や社会福祉施設、社会福祉に関する活動を行う人などとの連携で問題解決のお手伝いもします。

現在、千葉市で約1,400名の方が活動を行っています。

NPO

NPOは、英語の“Non-Profit Organization”の略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指します。つまり、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命(ミッション)の実現をめざして活動する組織や団体」のことです。

社会の様々な課題に対して、見過ごすことができない、待ってはられないという思いや志を持った個人が集まり、自らやるべきことを発見して行動し、実現しようとする組織や団体のことをいいます。

保健・医療・福祉に関するNPO法人だけで、市内でも100以上の団体があります。

青少年育成委員

地域社会に根ざした自主的団体として、地域社会の総力を結集し、青少年の健全育成を図ることを目的として活動しています。

青少年の余暇を利用したの文化的・スポーツ的な諸行事の実施や、青少年に有害な社会環境浄化のための非行防止及び啓発活動、青少年問題に関する地域的な広報誌の発行、地域の各種団体の連絡調整活動などを行います。

基本方針 1

**地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから
はじめよう**

(1) お互いを知る機会をつくる

【現状と課題】

近年、地域住民のつながりが希薄化してきています。隣に住んでいる人が誰なのかわからないということも決して珍しいことではありません。

家族以外で一番身近にいる人は近隣の住民です。それぞれの地域の実情に合った形での近隣住民との関係をつくることによって、初めて、日常生活や緊急時など様々な場合に協力・連携が生まれます。

そのためには、お互いを知る機会をつくっていくことが必要です。

【具体的な取り組み】

挨拶から始まる地域との関わり

対象者 区民

担い手 区民

取組内容

近隣住民が顔見知りになる最初のきっかけは挨拶です。挨拶から会話は始まります。それはちょっとした心がけでできることです。

誰もが日常での挨拶を心がけ、自分の住む地域の近隣住民を知り、地域と関わることにより、交流や支援、見守りにつなげていきます。

(2) 困っている人の生の声に耳を澄ます

【現状と課題】

様々な人が暮らす地域で、経済状況の影響もあるかもしれませんが、今ほど「自分の暮らしを守ることで精一杯、他人のことまでは思いやれない」という時代はないかもしれません。例えば、地域に市営住宅や障害者の施設ができることに反対運動が起きたり、困っている人達を見て見ぬふりをしてしまうことなどあります。

また、福祉の概念が変わり、介護や子育てが社会化されてきましたが、行政サービスまでは必要としないもののちょっとした支援が必要な人がいます。

やがて、人口が減り、見渡せば支援を要する人達があふれる時代が来ると言われています。今こそ、地域のコミュニケーションの風通しをよくすることが必要です。

【具体的な取り組み】

地域の情報交換の推進

対象者 区民

担い手 区民

取組内容

地域住民同士が、困っていることや、地域の団体・活動などの情報を交換し、共有できるよう、井戸端会議や身近な交流の場など様々なところで、人と人との交わりを推進します。

回覧板での「困った欄」と施設に「困った箱」の設置

対象者 支援を必要としている人など

担い手 町内自治会、社会福祉協議会地区部会、NPOなど

取組内容

- ・ 町内自治会の回覧板に、地域住民誰もが記載できる「困った欄」を設け、それを回すことにより地域住民に理解を図ります。
また、困ったことだけでなく、地域の人々にこんなことを知ってほしいというようなことを掲載することも考えられます。
- ・ 区役所、コミュニティセンター、公民館などに「困った箱」を設置し、地域住民の声を集め、社会福祉協議会地区部会など地域の組織で発行している広報誌などに掲載し、地域住民に見てもらうことにより理解を図ります。

基本方針 2

「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」するみんなの居場所づくり

(1) お互いを認め合った様々な交流の展開

【現状と課題】

高齢者、子ども、障害者、若者等すべての世代の中に、引きこもる人や心を閉ざす人が増えています。特に、日中独居の高齢者や障害者の方の存在は地域の中でも気になります。

現在の制度の中でも交流の場づくりは進められていますが、対象者が縦割りになっています。対象者別の交流の場を充実させるとともに、現在行っている様々な交流の場を、高齢者と子ども、障害者と子どもというように、世代を超えた交流の場としても展開していくことが求められています。

また、交流の場をつくっていくうえで、担い手やボランティアが増えていくことや気軽に相談できる場になることも大切です。

【具体的な取り組み】

ふれあい・いきいきサロン、ふれあい・子育てサロンの拡充

対象者 高齢者、子育て中の親など

担い手 社会福祉協議会地区部会、ボランティアなど

取組内容

- ・ ウォーキングや体操を奨励したり、子育て情報を交換したり、誰もが誘い合っ
て気軽に参加できる「心からホッとできる場」、「世代を超えた交流の場」とします。
- ・ 現在、活動していない地区でも積極的に実施するよう推進します。
- ・ サロンを知ってもらうための広報活動を行います。
- ・ 社会福祉協議会地区部会だけではなく、担い手やサポーターを募り、増やして
いきます。
- ・ 幼稚園や保育所（園）、保健センター、公民館等と連携して進めていきます。

ふれあい・いきいきサロン、ふれあい・子育てサロンとはとは？

ふれあい・いきいきサロン

社会福祉協議会地区部会を中心に、公共の施設や学校の空き教室・個人宅を会場に、お茶やお菓子を食べながら語らいの場やレクリエーションの機会を提供し、地域交流・仲間づくりを進める活動です。



いきいきサロンの様子

ふれあい子育てサロン

社会福祉協議会地区部会を中心に、公共の施設や学校の空き教室を会場に、子育て中の親子が気軽に参加し、自由に遊んだり、おしゃべりをしたり、情報交換をしたり、子育てを楽しみながら仲間をつくり、互いに支え合う活動です。



子育てサロンの様子

保育所（園）や幼稚園での地域交流の拡充

対象者 就学前の子ども（障害児も含めて）やその保護者など

担い手 保育所（園） 幼稚園

取組内容

- ・ 保健センター、社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員、社会福祉施設、学校等と協力して、地域住民との交流を展開していきます。また、保育ボランティアの活用を図ります。
- ・ 障害のある子ども参加できるように、保健師・ピアカウンセラー・保育士の参加を呼びかけ、障害児の通う施設との交流も行っていきます。
- ・ 現在、地域活動事業として行っている世代間交流などにも積極的に参加します。

ごはんを一緒に食べる機会づくり

対象者 高齢者、障害者など

担い手 社会福祉協議会地区部会、NPO、事業者など

取組内容

- ・ 現在、社会福祉協議会地区部会で行っているふれあい食事サービスを、小学校の給食室等活用できる場所の検討を行い、共に食べる場を増やしていきます。
- ・ 市民参加型の食事サービス事業者と一緒に、ごはんを食べる場づくりをすすめていきます。
- ・ 高齢者や障害者が利用するデイサービスやデイケアの場での昼食時に地域住民が参加できるよう努めます。
- ・ 商店街を中心としたコミュニティレストランづくりを推進します。

ふれあい食事サービスとは？

社会福祉協議会地区部会を中心に、高齢者の方を対象に食事の配達サービスや、公民館・集会所等で会食会を通じて食事を提供するサービスです。



会食会の様子

コミュニティレストランとは？

「安全安心な食の提供」・「障害者の働く場づくり」・「不登校の子ども達の出口づくり」・「高齢者の会食の場づくり」・「循環型社会の拠点づくり」等々のテーマをもって立ち上げて、地域住民の多様なニーズにあわせて、NPOなどが運営するレストランです。全国各地で広まりつつあります。

公民館を利用した子どもの活動の充実

対象者 子ども

担い手 ボランティア、NPO、公民館など

取組内容

- ・ 土曜日の午前中に子どものために開放されている公民館のスペースの活用方法についてアイデアを募集し、その担い手を若者を含む大人から公募します。
- ・ 公民館主催の子どもを対象とした講座や地域交流の講座を活用します。

地区フォーラムでの意見（公民館主催の講座についての提案）

- ・ 伝承遊びの場づくりを設定し、子どもが地域の高齢者から昔からの遊びを習う。
- ・ 地域の障害者に参加してもらい、子どもが福祉の出前講座を体験する。
- ・ 地区図書館に読み聞かせの出前講座をお願いし、子ども達に絵本や児童書の世界を体験させる。

いきいきプラザ・いきいきセンターでの交流

対象者 高齢者、障害者、子どもなど

担い手 ボランティア、高齢者、いきいきプラザ、いきいきセンター

取組内容

- ・ 60歳以上の方を対象に、健康で明るく生きがいを高めることを目的とした施設であるいきいきプラザやいきいきセンターで、障害者や子ども達と交流する機会を地域のボランティアや高齢者の皆さんとつくっていきます。
- ・ 利用者同士のトラブルがなく、安心して集える場にするために、職員やボランティアによるサポート体制が必要です。

学校での放課後等の子どもの居場所づくりや地域交流の実施

対象者 子ども（障害のある子どもを含めて）、高齢者など

担い手 社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員、
ボランティア、NPO、学校など

取組内容

- ・ 地域住民主体で、学校を活用して、子どもルームを利用できない子どもや障害児（ガイドヘルパー同伴も含め）の放課後等の居場所になるよう安全性に配慮しながらすすめていきます。
- ・ 高齢者など地域住民も参加できる交流の場づくりを推進します。
- ・ 小・中・養護学校の協力体制の構築を図ります。
- ・ 総合的な学習時間を利用し、地域住民参加での活動を行います。
- ・ 文化祭や体育祭等に高齢者や障害者を招待し、お話を聞くコーナーをつくり、交流を図ります。
- ・ 空き教室の運営をNPOなどに依頼し、居場所づくりや情報交換の場とすることについて検討していきます。

地区フォーラムでの意見（総合学習についての提案）

- ・ 子ども達が地域に暮らす高齢者や障害者の家を訪ねて、交わりの中で悩み事を聞き、その解決策を行政やまわりの大人と共に考える。
- ・ 高齢者や障害者とともに、まち探検をして、マップづくりをする。
- ・ NPOに福祉の出前講座を頼み、目が見えない、耳が遠い、足が思うように動かない、妊婦等の体験をする。
- ・ 学校の花壇やビオトープづくり行う。
- ・ コミュニティガーデン（ 1 ）づくりをしている人などとともに、車いすでも楽しめるレイズドベッド（ 2 ）の花壇づくり、校庭での花壇コンテストを他世代チーム方式で行う。
- ・ 学校の図書館を活用して、高齢者による昔話をする会や地域の人による本の読み聞かせ会を行う。

（ 1 ）コミュニティガーデン

地域住民が主体となって、造成から維持管理まで全ての過程を自主的な活動によって支えている『緑の空間』やその活動そのものをさします。

（ 2 ）レイズドベッド

植栽面をテーブル程度の高さに持ち上げて、車椅子利用者の方に草花の手入れを楽しめるように考えられた花壇のことです。

(2) 誰もがぶらっと寄ることができる場づくり

【現状と課題】

誰でも知らないところや初めての場所へ行くのは不安です。ひとりでぶらっと訪ねても、疎外感を感じない場を求める人は多いようです。すでにある公共施設などの空間を活用すれば、憩いの場はつくれます。ただし、老朽化の修繕やバリアフリー化が求められます。

これからできる公共施設には、地域福祉の拠点になるような、ほっとできる空間づくりを構想にいれていく必要があります。

地域の人が運営できる場になれば最高です。みんなのために役立ちたいという思いを抱いている人も地域の中にはいます。

気兼ねなく行けて、気軽に集えて、おしゃべりを楽しめる人達に会える場が必要です。また、気軽に相談できるような場となることも期待されます。

【具体的な取り組み】

自治会館の活用

対象者 高齢者、子育て中の親など

担い手 町内自治会、社会福祉協議会地区部会など

取組内容

- ・自治会館を所有している町内自治会の規則に応じて、誰もが気軽に活用できるように推進していきます。
- ・社会福祉協議会地区部会主催の身近な相談場所やサロン、井戸端会議の場所などとして幅広く活用することが考えられます。

公民館・コミュニティセンターの活用

対象者 区民

担い手 ボランティアなど

取組内容

中学校区単位で整備されている公民館やコミュニティセンターのホールや談話室などを、気軽に立ち寄ることのできる場として活用していきます。

子どもルームの空き時間の活用

対象者 就学前の子どもやその保護者など

担い手 市、社会福祉協議会、ボランティアなど

取組内容

子どもルームを子ども達が利用しない午前中等に地域の集いの場として活用できるように努めます。

児童福祉センターの活用

対象者 子どもなど

担い手 町内自治会、社会福祉協議会地区部会、ボランティアなど

取組内容

- ・ 児童館的な場として活用していきます。
- ・ 健常者、障害者を含めた地域住民の世代間交流の場として提供するとともに、様々なイベントや行事、休憩スペースなどを開催、開放できるように努めます。

空き店舗の活用

対象者 高齢者、障害者、子育て中の親など

担い手 商店街、大学、NPOなど

取組内容

- ・ 商店街を中心に、大学やNPOなどと連携しながら、空き店舗を活用して、地域の身近な居場所（例えば、異世代交流の場、学生が主体となって展開する地域の居場所など）づくりを推進していきます。
- ・ 市で実施している商店街を支援する事業を活用し、取り組むことが考えられます。
- ・ 全ての商店街で実施することは困難であるため、実施する商店街を募り、モデル地区を設定し、実施することが考えられます。

地区フォーラムでの意見（空き店舗の活用方法）

- ・ 学生や福祉団体、学校、大学等のチャレンジショップを行う。
- ・ NPOや民間・市民事業者が福祉サービスやコミュニティレストランを展開する。
- ・ 地域住民が担い手になる事業（コミュニティファンド）をつくる。
- ・ 地域通貨を広げる拠点とし、市民が空き店舗を借りられる仕組みをつくる。

これからできる施設などについての活用方法の提案

対象者 区民

担い手 区民

取組内容

稲毛区には、今後、保健福祉センターが建設される予定です。保健福祉センターができることによって、使用しなくなる小中台保健センターの建物についても活用が考えられます。

また、現在区役所前などで建設中の新港横戸町線には緑地帯が作られ、新たな区民の居場所が生まれます。

このような施設などの活用について、地域福祉計画推進協議会（仮称）（第5章参照）等で、地区フォーラムで出された意見をもとに地域の声として提案していきます。

保健福祉センターとは？

保健福祉センターは、各区における“安心・すこやか市民サービスの拠点”をめざし、保健福祉にかかる相談やサービスを、総合的・一体的に提供できるようにするためのもので、各区で整備をすすめています。

稲毛区については、平成22年度末までに整備する予定です。

新港横戸町線とは？

美浜区新港を起点とし、花見川区横戸町を終点とする都市計画道路で、現在、美浜区幸町から穴川十字路までの区間で建設を進めており、平成21年度からの供用をめざしています。

この道路は、堀割構造としたことから、歩道部や蓋かけ部、沿道に緑の空間を創出し、人と人との結びつきが生まれる場として期待されています。

地区フォーラムでの意見（施設等の活用方法の提案）

保健福祉センター

- ・ 精神保健デイケア室が若葉の保健福祉センターでつくられている。心の困ったことに直面している人にメンタルケアのできる人材を置く。
- ・ ボランティア活動の部屋を様々な活動分野の意見を入れて運営する。

小中台保健センター

- ・ 関係各課と連携し、地域の福祉活動関係者を主軸に常時相談のできる専門コーナー（子育て、健康、体力向上、栄養、生活一般）をつくる。
- ・ 介護予防施設として、室内に器具を配置し、リハビリの指導ができる人をおき、誰もが安心して、気軽に集える場所にする。

新港横戸町線の緑地帯

- ・ 障害者グループが種から育てた花苗を、コミュニティガーデンづくりの市民に提供するという循環をつくり、障害者の社会参加の場をつくる。
- ・ 地域住民主体のイベント、ミニミニまつりなどを住民企画で実行し、交流の場にする。

(3) 交通手段の確保

【現状と課題】

稲毛区内には、いきいきプラザや公民館など様々な施設が整備され、交流活動などを展開していますが、そこまで行くための交通事情が悪く、社会資源が有効に活用できない地域があります。

そのため、高齢者などは、外に出る機会が少なくなり、社会参加しづらい環境となってしまう、引きこもりへの要因にもなると考えられます。

そこで、家の近くを巡回するバスなどの交通手段の充実が求められています。

【具体的な取り組み】

交通手段の充実に向けて

対象者 高齢者、障害者など

担い手 市、事業者、NPOなど

取組内容

交通事情の悪い地域と主要駅、いきいきプラザ・コミュニティセンター・病院など公共施設などを回るバス等の導入が求められます。

手段としては、コミュニティバスの導入や社会福祉施設等の送迎バスの活用、NPOによる移送サービスなどが考えられますが、すぐに実行できるわけではありません。

他都市で実施している先行事例などを見ながら、市や稲毛区にあった形での交通手段の充実を図っていくことが必要です。

地区フォーラムからの意見(交通手段について)

- ・ スウェーデンで行われているフレックスルート()を参考にする。
- ・ 社会福祉協議会やボランティア・NPO等が有効に活用できるよう利用時間を調整し、利用者の状況によってドア・ツウ・ドアを行う。
- ・ 地域生活支援事業の中で送迎サービスを行う。

()フレックスルート

需要に応じて、予約制で自宅近くの待ち合わせ場所に迎えに行くバスのことを言います。

基本方針 3

身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり

(1) 身近なところでの情報提供と相談

【現状と課題】

今日、行政・民間双方から様々なサービスが提供されるようになりましたが、サービスを必要とする人全体に、信頼できる情報が行き届いているかといえば疑問の余地があります。また、一方的に伝えられるだけでは自分に最も必要なものは何か選択するのは難しくなります。

地域で暮らし続けていくためには、情報の整理を行い、入手情報を充実させ、誰もが気軽に必要な情報を身近なところで得ることができ、自分が納得してどうするかを決定することが大切です。

また、気楽にいける場に相談窓口があり、必要に応じて情報提供や専門家への相談につなげるなどしてくれる体制が必要です。

【具体的な取り組み】

地域の情報の収集と発信

対象者 区民

担い手 社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員など

取組内容

- ・ 中学校区単位くらいで、福祉に関する社会資源や組織、活動などの情報を区民が中心になって収集し、市と連携して情報を発信します。
- ・ 各組織の活動などを掲載したり、福祉マップづくりをすることにより、福祉を通して人と人との交わりを促進し、住民の意識を高めます。
- ・ 発信方法は、ホームページや各種広報誌、町内自治会の回覧板などを活用します。また、コンビニやスーパーなど、日常生活でよく利用する場所でも情報が収集できるようにしていきます。

ぷらっと寄ることができる場での情報提供

対象者 区民

担い手 ぷらっと寄ることのできる場を管理する人

取組内容

- ・ 基本方針2(2)のぷらっと寄ることができる場などで、情報を必要とする人が、いつでも適切な情報を取り出せるようにします。
- ・ 専門的な相談を受けるための情報も取り出せるようにします。

保健福祉総合相談窓口の活用

対象者 支援を必要とする人

担い手 福祉事務所

取組内容

- ・ 保健福祉に関する情報を中心に、ひとつの窓口で様々なサービスの情報を得られる保健福祉総合相談窓口を活用していきます。
- ・ 窓口の周知を図るとともに、窓口職員の対応向上が求められます。

保健福祉総合相談窓口とは？

市民一人ひとりの保健や福祉に関する相談に的確に対応し、それぞれの状況に応じた保健・福祉サービスが受けられるよう、福祉事務所各課、保健所、保健センター等と調整や引継ぎを行い、諸問題の総合的な解決に結びつけています。

窓口は、稲毛区役所 2階の福祉事務所内に設置されています。

こころの健康についての対応

対象者 こころの健康に不安を抱えている人、病を抱えている人及びその家族

担い手 民生委員・児童委員、保健センターなど

取組内容

- ・ うつ病など、こころの健康に不安を抱えている人や病を抱えている人、または、こころの病に気づいていない人に対して、周りの人々や家族から民生委員・児童委員、美浜区にあるこころの健康センター、保健所などの専門機関へ相談し、予防や治療に結びつけられるようにします。
- ・ こころの健康に不安を抱えている人や病を抱えている人の家族に対しては、専門機関による対応とともに、地域での声かけや支えが必要です。
- ・ こころの健康に対する正しい知識を身につけることも大切です。

(2) 青少年の健全育成にとって好ましくない情報についての対策

【現状と課題】

様々な災害を契機とし、年々、利己主義を超越した、互いに助け合うボランティア意識が高まり、教育現場でも福祉教育に力が注がれるようになりました。

しかし、一方では、利己的なマスコミ、メディア業者等による青少年にとって好ましくない情報が後をたたない状況もあります。

これらは、コンビニやインターネット、携帯電話、看板広告などを通して青少年の生活圏に侵入しています。

社会問題化した青少年による驚くべき犯罪も、これらの影響を受けているといわれています。何かのきっかけさえあれば、それに関心を持ち、ひかれてしまう青少年がいても不思議ではありません。青少年の成長にメディア環境は大きな影響を与えます。

青少年を取り巻く環境に大人が責任を持ち、常に見守る姿勢で、好ましくない情報に対しては見過ごすのではなく、真剣に取り組む必要があります。

【具体的な取り組み】

啓発の充実

対象者 区民

担い手 市、関係団体など

取組内容

同じ意識で活動している個人、団体との連携を図り、活動の輪を広げ、違法看板や有害図書に対する啓発に努めます。

美化の日のキャンペーン

本市では、毎年9月10日に青少年の健全育成にとって好ましくない看板を含めた違法看板などに対する啓発活動として、関係団体と連携して、美化の日のキャンペーンを行っています。

有資格者の育成及び見守り活動

対象者 子ども

担い手 青少年育成委員、町内自治会、ボランティアなど

取組内容

- ・ 本市で行っている「屋外広告物適正化推進員制度」の研修を受け、資格をとると、青少年にとって好ましくない看板やビラなどの屋外広告物が自ら撤去できるようになるので、積極的に参加します。
- ・ 有害図書に対しては、現在、県の青少年育成条例に基づき、市の補導センターや補導員(約200名)が中心となって見回り活動を行い、改善を図っています。また、県は条例に基づき指導する立場として活動しています。そのような活動に地域も積極的に参加し、連携していくことにより、子ども達の生活圏を地域で守るという気運につなげていきます。
- ・ これらの活動を市や県と連携して実施し、目に見える形で改善されていくことが大切です。

屋外広告物適正化推進員制度について

市民に、道路にある電信柱の張り紙やたて看板など、青少年の健全育成にとって好ましくないものを含めた全ての違法看板に対して撤去できる資格を持たせる制度です。

本市で実施している研修を受けることにより、資格を持つことができ、青少年育成委員など現在173名の方が活動を行っています。

(3) 権利擁護・成年後見制度の推進

【現状と課題】

判断能力が十分でない方が地域福祉権利擁護事業を利用し、契約に基づき事業の提供を受け、自立の努力をしています。

また、成年後見制度が始まり、判断能力がない又は不十分な高齢者・障害者等が安心して暮らすための取り組みが始まっています。

しかし、制度を知らない方も多く、また利用者にとっては、費用面など利用しづらい面もあり、今後この制度を普及させていくための取り組みが必要です。

【具体的な取り組み】

判断能力がない又は不十分な高齢者・障害者等に対する支援

対象者 知的障害者、精神障害者、認知症などの判断能力のない人
又は不十分な人

担い手 市、社会福祉協議会

取組内容

- ・ 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度について、情報を提供し、多くの方に知ってもらうことにより利用の促進を図ります。
- ・ 身寄りのない方や親族等で後見人になれる人がいない方にも利用できるよう、社会福祉協議会が法人後見を担うことが必要です。
- ・ 生活保護を受けている人など市長が申し立てできるようになっていますが、成年後見制度を利用するには、費用がかかるため、低報酬で利用できる制度が必要です。
- ・ 社会福祉協議会、ちばし権利擁護センターの充実を図ることが求められます。

権利擁護事業・成年後見制度とは？

権利擁護事業

高齢者や障害者などで判断能力が十分でなく日常生活に不安がある方に対して、福祉サービスを利用するために手続きや日常的な金銭管理などを代行して、住み慣れた地域でできる限り自立した生活が送れるように支援する制度です。

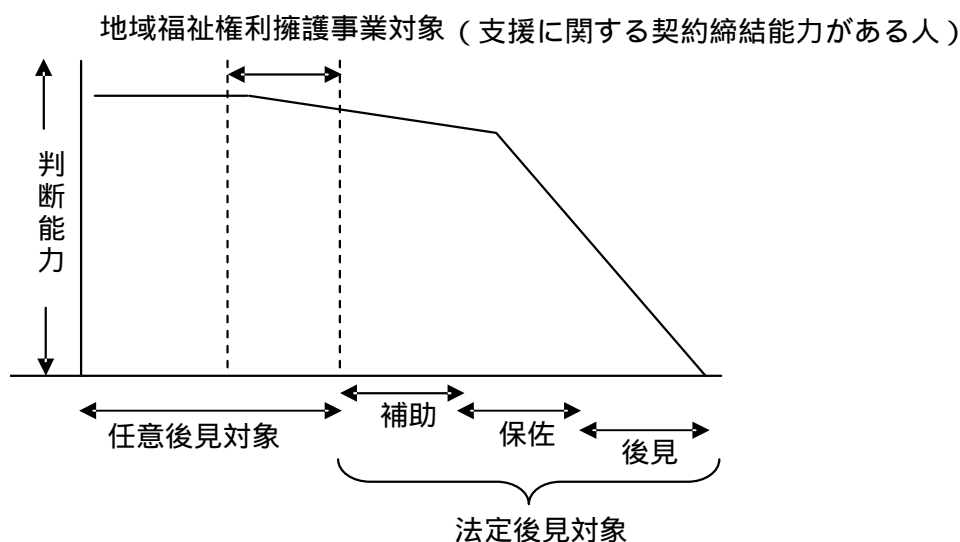
成年後見制度

判断能力が不十分な人（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）を法律的に保護し、支えるための制度です。

例えば、本人が預金の解約、福祉サービス契約締結などをする必要があっても判断能力が全くなければそのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合であれば、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。

そこで、このような方のために、家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行い、財産を適正に管理する活動を行います。

（成年後見制度と地域福祉権利擁護事業との関係図）



地区フォーラムでの意見（知的障害者を持つ母親より）

親がいなくなったときの金銭管理、財産管理、身上管理が心配である。この制度が誰でも利用できるようなとの希望がある。

また施設より入所の方々が後見人をつけて欲しい人がいる。ただし、費用と報酬について心配である。

基本方針 4

人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域の連携プレー

(1) 身近な地域での連携・協力による支援や見守り

【現状と課題】

地域住民同士の助け合いは、町内自治会や民生委員・児童委員などの活動を中心に、様々な取り組みが展開されてきました。それらの活動は、地域での私達の毎日の暮らしにとって、現在でもかけがいのない役割を果たしています。

それらの人・組織は、地域によっては、連携・協力をとって、様々な活動を展開していますが、昔のような地域のつながりが薄くなっているため、全ての地域でそのような形がとれているわけではないようです。

今後、増えていくとされる高齢者や障害者（特に一人暮らし）など、支援を必要とする人達を地域で支えていくために、各地域にあった形で、人・組織が連携・協力することが不可欠です。

【具体的な取り組み】

地域で活動している人・組織との連携・協力

対象者 区民

担い手 町内自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会など地域で活動している人・組織

取組内容

- ・ 地域で活動する人・組織が所有している情報をプライバシーに十分配慮しながら共有し、各地域にあった形で連携・協力し、「遠くの親戚より近隣で生活する身近な人による支え合い助け合えるより良い地域」をめざします。
- ・ 人・組織が行っている活動や役割を地域の人に知らせます。
- ・ 市や専門機関とも連携・協力を図ります。
- ・ 今後、(2)の「新たな形での支援や見守り」にあるコーディネート組織や暮らしの助っ人隊、大学などとも連携・協力を図っていきます。

地域での活動事例（母子家庭に対する支援）

ある地域では、民生委員・児童委員が支援していた母子家庭の母親がうつで入院してしまったときに、一人家に残された子どものために、民生委員・児童委員、卒業した小学校の養護教諭、となりの人、大家さんなどが交代で訪問し、食事、洗濯など、役割を決めて10日間の入院の間、子どもの生活を支援しました。母親が退院してからも、続けて支援しています。

元気な高齢者や子ども達の参加による支援や見守り

対象者 支援を必要としている人

担い手 元気な高齢者、子ども

取組内容

- ・ 元気な高齢者の中で、地域のために何かしたいと思っている方を募り、何ができるのかを把握し、これまでの経験や知恵を活かすことも含め、地域での活動に参加してもらいます。ゴミ出しや安否確認、見守り活動、買い物などちょっとしたことから、パソコンの指導などの専門的なことまで様々な活動が展開されることが期待されます。
- ・ 見守りや支援活動を子ども達も地域の一員として取り組めるような仕組みをつくることもめざします。

一人暮らし高齢者などの引きこもり防止対策

対象者 一人暮らし高齢者、障害者など

担い手 民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会など

取組内容

- ・ 民生委員・児童委員が訪問してもなかなかドアを開けてくれない、話もしてくれない一人暮らし高齢者や障害者などについて、今まで行っている活動を推進するとともに、他の対策でよい効果が得られないか検討し、実践していきます。
- ・ 訪問活動は、一人暮らし高齢者などの安否確認にもつながります。

引きこもり防止のための事例（梅干を活用した引きこもり防止訪問活動）

民生委員・児童委員が訪問してもなかなかドアを開けてくれない、話もしてくれない一人暮らし高齢者のお宅への訪問に際して、ある都市では、「梅干等」の手土産をもって訪問しているそうです。

それによって、お宅に入れてもらえることも容易になり、顔なじみとなって会話も弾み、社会との接点をうまくつくり出し、例えば、サークルを紹介する、近所に祭りがあれば一緒に出かける、介護保険についての相談を受けるなどの活動を行うことが可能になり、引きこもりの防止につながる場合もあるそうです。

(2) 新たな形での支援や見守り

【現状と課題】

今日、子育てや介護等、暮らしの中での「困った」が地域の中にあふれています。それらは「福祉サービスで対応できること」の一方で、「福祉サービスを受けるほどではないが毎日の暮らしの中ではとても不自由なこと」があります。このような「困った」に対して、身近に暮らす地域住民同士で手を取りあっていく仕組みづくりが必要です。

それは、「困った」を拾い上げ、それに対応できる組織や個人を探し、協力・連携を要請し、ともに問題解決を図り、その経過を見守る体制ではないでしょうか。

今まで展開してきた仕組みとともに、新たな形での支援や見守りが期待されています。

【具体的な取り組み】

コーディネート組織の設置

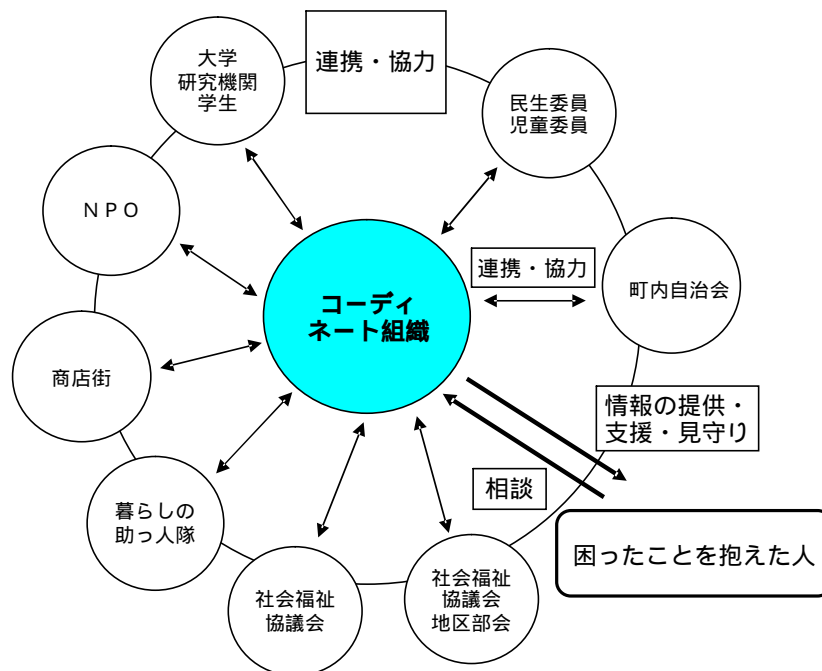
対象者 支援を必要としている人

担い手 区民

取組内容

- ・ 区民の中で有志を募り、コーディネート組織を立ち上げます。
- ・ 主な役割は、以下のとおりです。
 - 相談機能（電話による対応だけでなく、訪問なども実施）
 - 情報発信
 - 暮らしのニーズ調査
 - 身近な生活支援につなげるための連絡調整 など
- ・ はじめは、具体的にどのように進めていくか、何ができるのか検討会を開催し、少しずつ活動を広げ、最終的には、中学校区単位くらいごとにコーディネート組織が立ち上がり、毎日活動しているような地域をめざします。
- ・ 相談や支援に対しては、プライバシーの問題や組織の信頼性、トラブル時の対応、運営方法など、課題もあります。実施にあたっては、慎重に検討しながら進めていきます。
- ・ コーディネート組織が機能していくためには、地域で活動している人や組織、大学などの協力・連携が不可欠です。賛同していただけたところと少しずつネットワークを拡げていきます。

(コーディネート組織のイメージ図)



コーディネート組織の活動例 (訪問介護のヘルパーの対応に対する相談)

例えば、訪問介護のヘルパーの対応が悪いがどうしてもよいかわからない、一人暮らしのためになかなか苦情を言えないという高齢者がいます。

そこで、コーディネート組織に相談をし、民生委員・児童委員や介護相談員、地域で専門知識のある方につなげ、一緒にお宅に訪問し、対応します。

このような活動により解決できれば、より安心してサービスを受けることができるでしょう。

暮らしの助っ人隊の結成

対象者 支援を必要としている人

担い手 区民

取組内容

- ・一人暮らし高齢者などの話し相手やゴミ出し、買い物、安否確認など日常生活の中のちょっとしたことに困っている人に対する支援などに協力してくれる住民を募集し、「暮らしの助っ人隊」をつくります。
- ・プライバシーの保護を考慮し、市、民生委員・児童委員、町内自治会などとの連携・協力のもとに区民のニーズに対応する活動を展開していきます。
- ・暮らしの助っ人隊の中で、「見守り隊部門」など、特化した組織をつくり、活動を行っていくことも考えられます。
- ・有償化についても検討していきます。

障害のある方のいるご家族は些細なことから「困った」が生まれる

家族が病気になってしまったとき、障害のあるお子さんのいるご家庭では、お子さんを預ける場が見つからなければ、なかなか受診できないというのが実情のようです。

また、小さいお子さんがいるご家庭も含めて、兄弟の授業参観などに出席が難しいなどの話もあります。

そういったとき、子育てをしてきたベテランママさんやヘルパー資格をもっている方など、その「困った」への配慮と協力があれば、簡単に解決できることもあるのです。

また、子育てをしていく上での不安もそんな縁から相談できるご近所があれば、安心して暮らしていけるのではないのでしょうか。

安否確認を兼ねたゴミ出しサービス（他都市の事例）

毎日の暮らしでの些細なこと、例えば、ゴミ出しは、一人暮らしの高齢者で足腰の悪い方にとってはとても苦勞が多いといえます。

そこで、我孫子市や野田市では、市の事業として、ゴミ収集業者が家に直接訪問し、安否確認を兼ねてゴミ出しサービスを行っています。

千葉市でも、ゴミ収集業者に連絡し、安価で直接家まで来てゴミの収集に対応してくれる場合があります。

大学や学生も参加するまちづくり

対象者 支援を必要としている人

担い手 大学、学生

取組内容

- ・ 稲毛区は、文教のまちとして、大学や研究機関が多く所在します。そこに在籍する学生の中には、地域住民として何かしたいと思っている人もいます。地域から積極的に働きかけて、そのような学生を募り、地域での支援や見守りができるような仕組みをつくっていきます。
- ・ 学生から活動実践提案を募集し、よい内容やテーマを採用し、各組織と連携し、実践に取り組みます。
- ・ 大学や研究機関等とも連携・協力して、支援や見守りについて取り組んでいきます。
- ・ 大学が主体となって地域の支援活動に参加することも必要です。

基本方針 5

緊急時に備えた日頃からの取り組み

(1) いざというときに必要な情報把握

【現状と課題】

健康上の問題や災害時などのいざというときに、自ら声を出せず助けを必要とするとき、その人の氏名、住所、緊急時の連絡先などの情報を把握することが必要だと考えられます。

いつ起こるかわからない、いざというときに備え、そのような情報の整理について取り組むことが欠かせないと考えます。

安心カードの作成と活用

対象者 高齢者、障害者など

担い手 社会福祉協議会、社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員など

取組内容

- ・ 社会福祉協議会地区部会や民生委員・児童委員が中心となって、氏名や住所、緊急時の連絡先、地域の民生委員・児童委員などを記載し、緊急時など必要な情報として役立つ安心カードを地域に住む高齢者や障害者などに対し、配布します。
- ・ 在宅中のときは玄関などの発見しやすい場所に、外出するときにはそれを持っていってもらい、いざというときに役立つような対応ができるようにします。
- ・ 地域に安心カードについて周知し、有効に活用できるようにします。

安心カードとは？

地域に住む高齢者などに配布し、氏名や住所、緊急時の連絡先、地域の民生委員・児童委員などを記載し、健康上や災害時などの緊急時のときに本人の把握など、最低限必要な情報をあらかじめカードに記入しておくことによって、発見者など誰もが対応できるようにしておこうというものです。すでに一部の地域で実施しています。

(安心カードの例)

(表面)

氏名	明大昭 年 月 日生 (西暦 年)		
住所		電話	
緊急連絡先	氏名	続柄	
	住所	電話	
	氏名	続柄	
	住所	電話	

(裏面)

民生委員	氏名	電話
かかりつけの病院名		電話
かかりつけの病院名		電話
緊急時に必要なもの 保険証・介護保険被保険者証 タオル バスタオル フェイスタオル 寝巻き・下着・洗面用具・ティッシュペーパー その他(各自必要とするもの)		

(2) 災害時などの支援体制の構築

【現状と課題】

災害発生時に援護を必要とする人(高齢者、身体障害者、精神障害者、難病の方等)は、避難場所までの移動、避難場所での必要なものの確保、避難場所での生活などについて、日頃から不安を抱えています。

一方で、そのような人々がどこに住んでいるのかを把握することができず、災害発生時に行動をとることができないことも想定されます。

これには、地域全体で、普段から近隣との連携を密にし、接触を図る必要があります。

また、災害時の対応について、きちんと把握をしておくこと、日頃から備えをしておくことが大切です。

【具体的な取り組み】

災害時対応の専門家を呼んでの講習の実施

対象者 区民

担い手 町内自治会、要支援者団体など

取組内容

- ・ 消防署の職員等の災害時対応の専門家を呼んで、日頃からの備えや災害が起きたときの対応、避難所生活を送るうえで、障害者や赤ちゃんがいる方など特別な配慮を要する人に対する正しい知識を持つための講習を受けます。
- ・ 講習の場としてだけでなく、お互いの意見交換の場としても活用します。

避難訓練の実施及び避難場所の体制づくり

対象者 支援を必要としている人

担い手 町内自治会、要支援者団体、市など

取組内容

- ・ 参加者が役員や一部の人のみでなく、支援を必要とする人が進んで参加できる避難訓練を実施します。
- ・ 実施にあたっては、地域全体としての意識改革が必要です。そのためには、災害時に支援を必要とする人から、どのようなサポートが必要か申し出を受け、必要なサポート毎に、地域の中で支援者とその役割分担を事前に決めておく等、普段から近隣との情報交換や積極的な交流を行うことが大切です。
- ・ 現在、市全体で取り組んでいる、自主防災組織の設置についても進めます。
- ・ 要支援者団体と市などによる話し合いの場をつくり、避難場所のバリアフリー化、車椅子用トイレ、授乳場所の確保等要支援者にとって必要不可欠なものに対することについて検討をしていきます。

(3) 地域でできる防犯の取り組み

【現状と課題】

近年、児童や高齢者などのいわゆる弱者をねらった犯罪が多発しているうえ、犯罪の種類も多様化しており、警察だけにその対策を頼るのも限界があるといえます。もちろん、誰もが犯罪の被害者になりうるわけで、市民自らが、あるいは地域単位で犯罪対策に取り組む必要性が出てきています。

とはいえ、犯罪対策は容易ではありません。犯罪者(未遂者)を目の前にした場合は、危険を伴いますので、まず自分の身を守ることを最優先に行動すべきでしょう。

そこで、犯罪を未然に防いだり、回避したりするために、個人や地域レベルでできる対策で、無理なくできることから取り組んでいくとよいのではないのでしょうか。

もちろん、警察等、専門的機関との連携は不可欠です。しかし、基本になるのは「地域コミュニティ」です。コミュニティを機能させ、普段からいい意味で地域の人々の「目」が行き届くようになれば犯罪は減ってくるでしょうし、逆に、犯罪対策の取り組みが「地域コミュニティ」をつくることにつながる効果も期待できます。

【具体的な取り組み】

防犯マップの作成と活用

対象者 子ども、高齢者など
担い手 子ども、町内自治会など

取組内容

- ・ すでに回覧板等で周知されている地域もありますが、ひったくりや痴漢等の犯罪が発生した場所や時間など、地域の犯罪に関する情報を効果的に市民に伝える取り組みをします。例えば、「防犯マップ」を子どもと一緒に作り、配布するだけでなく、街中の掲示板等に貼りだしたりします。マップづくりは、まず掲載する情報を整理・収集する必要があることなどから、モデル地区を選定し実施します。
- ・ 単に「ひったくり注意」といった看板を適当に立てるのでなく、実際に発生した箇所に注意を促す看板等を設置するなどし、住民に注意を呼びかけるとともに、抑止を図ります。
- ・ 子どもにとって危険な箇所についても、マップを活用することが考えられます。

「子ども110番の家」の拡大・活用

対象者 子ども

担い手 青少年育成委員など

取組内容

- ・ 「子ども110番の家」と同様の取り組みは、青少年育成委員会等からの発意により各地域で独自に行われていましたが、地域によって呼び方やステッカーのデザインが異なるなど、住民にとって活用しやすいものにはなっていませんでした。現在は、市教育委員会青少年課で統一したステッカーを作成しているため、区内全域で統一したものにしていきます。
- ・ 協力していただける家庭や店舗に対し、趣旨や安全確保上の留意事項などをきちんと理解していただき、やみくもに拡大するのではなく、いざというときに実際に利用できる、利用しやすいものにします。

子ども110番の家とは？

青少年育成委員会が主体となって、児童・生徒の登下校などの安全対策を確保するため、地域住民に協力してもらい、自宅を緊急避難場所として活用することを依頼しているものです。

子ども110番の家には、すぐわかるように専用のステッカーが貼られています。



商店街・企業等と連携した取り組み

対象者 区民

担い手 商店街、企業など

取組内容

防犯は地域ぐるみで取り組む必要があります。

そこで、商店街や企業等と連携して、例えば、すべてのお店が「子ども110番の家」になってもらう、あるいは商品を配達する車にステッカーを貼ってもらうなど、防犯の取り組みについて、意識・やる気が高い地域をモデル地区に選定し、地域で一体となって実践します。

企業の取組事例

バス会社の平和交通と団地交通では、路線バスの車体に、不審者などに追われたときに子どもが駆け込める目印となるステッカー（「子ども110番・こまった時はこのバスに！」と書かれている）の張り出しをしています。

こうした企業の社会貢献活動をもっと周知するとともに、より効果のあるものにすべく、地域住民と話し合ったりするとよいのではないのでしょうか。

第5章

計画の推進に向けて

「稲毛区地域福祉計画」は、多くの区民の方の参加を得て、平成16・17年度の2年間という長い期間を経て策定しました。

今後は、各地域においてこの計画に盛り込まれている多くの具体的な取り組みを実行させることが重要です。

そのために、計画の推進に向けての仕組みをつくっていく必要があります。

1 計画の周知

計画を推進していくためには、まず、区民の皆さんに「稲毛区地域福祉計画」を知ってもらうことが大切です。

市から、市政だよりやホームページ等でお知らせするとともに、今回、計画の策定に参加していただいた委員の皆さんからも所属している組織や近隣住民などにこの計画の趣旨や内容を伝え、みんなで活動に参加して、よりよい稲毛区をつくっていこうという気運を高めていくことが期待されます。

2 稲毛区地域福祉計画推進協議会（仮称）の設置

稲毛区地域福祉計画の円滑な実施を図るため、「稲毛区地域福祉計画推進協議会（仮称）」を設置します。

（1）活動内容

推進協議会では、情報交換を通じて計画に基づく取り組みの成果を共有しながら、課題の把握や今後の取り組みについての議論を行うほか、関係者間の連絡調整などを行い、地域の様々な組織・人のネットワークを構築し、計画の推進を図ります。

（主な役割）

- 区の地域福祉計画の取り組み状況の把握
- 地域福祉の活動団体間の情報交換、連絡調整
- 行政機関や社会福祉協議会との連絡調整
- 区の地域福祉計画に関する広報

（2）委員構成

委員は、町内自治会、社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPO、社会福祉事業者、学校関係者、地域住民などから幅広く選定します。

資料編

1 稲毛区地域福祉計画策定の経過

(平成16年)

開催日	会議名	開催内容
4月24日 25日	第1回地区フォーラム	・ 自己紹介 ・ 計画の位置づけや進め方を事務局が説明
5月22日 23日	第2回地区フォーラム	・ 日常の生活や福祉活動を通じ感じている身近な生活課題を発表し、委員全員で課題を共有 ・ 生活課題をグループ化し、キーワードの設定を行う
6月19日 20日	第3回地区フォーラム	・ 生活課題の検討順を決める ・ 解決策の検討
7月25日	第1回区策定委員会	・ 各地区フォーラムの取組状況を発表
8月28日 29日	第4回地区フォーラム	・ 解決策の検討
9月11日 12日	第5回地区フォーラム	・ 解決策の検討
21日	第1回作業部会	・ 合同フォーラムについて
10月25日	合同フォーラム	・ 各地区フォーラムでの検討内容を発表
11月20日 21日	第6回地区フォーラム	・ 解決策の検討
12月11日 12日	第7回地区フォーラム	・ 解決策の検討

(平成17年)

開催日	会議名	開催内容
1月11日	第2回作業部会	・ 今後の進め方、まとめ方について検討
15日 16日	第8回地区フォーラム	・ 解決策の検討
2月 5日	第3回作業部会	・ 基本方針の検討
19日 20日	第9回地区フォーラム	・ 解決策の検討 ・ 基本方針の検討
23日	第4回作業部会	・ 基本方針の検討、作業部会案決定
26日	第2回区策定委員会	・ 基本方針の検討、決定
3月 9日	第5回作業部会	・ 基本方針ごとに計画書の作成
19日	第10回地区フォーラム	・ 解決策の検討 ・ (千草台中学校・緑が丘地区、轟穴川・301(作草部・天台)地区のみ開催)
26日	第6回作業部会	・ 基本方針ごとに計画書の作成

開催日	会議名	開催内容
4月 9日	第7回作業部会	・ 基本方針ごとに計画書の作成
25日	第8回作業部会	・ 基本方針ごとに計画書の作成
5月16日	第9回作業部会	・ 基本方針ごとに計画書の作成 ・ 今後の進め方について
21日	第3回区策定委員会	・ 素案の検討
6月22日	第10回作業部会	・ 基本目標の検討
7月 2日 3日	第11回地区フォーラム	・ 素案の検討 ・ 基本目標の検討
23日	第11回作業部会	・ 基本目標の検討、作業会案決定
8月 8日	第12回作業部会	・ 素案の検討 ・ 今後の進め方について
20日	第4回区策定委員会	・ 素案の検討 ・ 基本目標について ・ 今後のスケジュールについて
9月14日	第13回作業部会	・ 合同フォーラムについて
9月21日	第14回作業部会	・ 合同フォーラムについて
10月 2日	合同フォーラム	・ 素案の発表及び意見交換
10月22日	第15回作業部会	・ 合同フォーラムの報告 ・ 計画の推進について
11月 5日	第5回区策定委員会	・ 素案の検討・決定 ・ 今後のスケジュールについて

平成17年12月15日～平成18年1月16日 パブリックコメントの実施

(平成18年)

開催日	会議名	開催内容
2月19日	合同フォーラム	・ パブリックコメントの結果及び計画への反映について ・ 計画の推進について
2月26日	第6回区策定委員会	・ パブリックコメントでの意見に対する計画への反映について ・ 計画決定

2 区地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区地域福祉計画の策定をおこなうことを目的に設置する、「区地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）」に必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区地域福祉計画案の検討及び作成に関すること。
- (2) その他、区地域福祉計画案作成に必要なこと。

(組織)

第3条 策定委員会は地区フォーラムにおいて選出された委員24人及び学校関係者1人をもって組織する。

2 委員は、地区フォーラムの次の各号に掲げる者のうちから選出する。

- (1) 要支援者
- (2) 公募委員
- (3) 地域住民
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) 社会福祉を目的とする事業を営業者

3 学校関係者については、小中学校長会より推薦を受けた者を委員とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長がこれを招集し、議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(作業部会)

第7条 第2条に掲げる所掌事項についての検討に資するため、審議事項について検討及び協議する作業部会を置く。

2 作業部会の運営については、別に定める。

(意見の聴取等)

第8条 策定委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、保健福祉局保健福祉総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月14日から施行し、区地域福祉計画の策定の日をもって効力を失う。

3 委員名簿

山王・草野地区

(敬称略)

グループ	No.	氏名	所属団体名等	備考
A	1	石井 裕	山王保育園	副委員長 区策定委員
	2	伊藤 啓子	千葉市手をつなぐ育成会	区策定委員 作業部会員
	3	臼井 一男	稲毛区町内自治会連絡協議会	
	4	小柴 友幸	知的障害者更生施設(通所) あけぼの園	作業部会員
	5	早瀬 昭代	千葉市老人クラブ連合会	
	6	樋口 務	千葉市民生委員・児童委員協議会	
	7	矢島 祐輔(H16年度) 星野 育三(H17年度)	千葉市社会福祉協議会山王地区部会	
	8	松川 智子	公募	区策定委員 作業部会員
B	9	生島 郁子	公募	区策定委員 作業部会員
	10	大石 千恵	千葉市身体障害者福祉団体連合会	
	11	小関 茂	公募	
	12	木村 浩	特別養護老人ホーム双樹苑	区策定委員
	13	杉山 明	千葉市ボランティア連絡協議会	作業部会員
	14	鈴木 金作	千葉市社会福祉協議会草野地区部会	委員長 区策定委員
	15	学校関係者		

千草台中学校・緑が丘地区

(敬称略)

グループ	No.	氏名	所属団体名等	備考
A	1	石黒 等	千葉県ボランティア連絡協議会	
	2	岡 美由紀	公募	
	3	條川 三千代	千葉県手をつなぐ育成会	
	4	田村 雅昭	知的障害者小規模授産施設PAL稲毛	区策定委員 作業部会員
	5	田村 光子	公募	委員長 区副委員長
	6	松原 正道	公募	
	7	山田 敏子	ファミリー・サポート・センター会員	区策定委員 作業部会員
	8	渡辺 志げ子	千葉県社会福祉協議会 千草台中学校地区部会	
B	9	安東 幸信	千葉県老人クラブ連合会	
	10	海保 眞	デイサービスサロンアミーゴ	区策定委員
	11	佐藤 正彦	特別養護老人ホームソレイユ千葉北	
	12	背黒 力也	千葉県身体障害者福祉団体連合会	
	13	小山田 十夫(H16年度) 種池 賀子(H17年度)	稲毛区町内自治会連絡協議会	
	14	福田 芳男	千葉市民生委員・児童委員協議会	副委員長 区策定委員
	15	星野 光	公募	区策定委員 作業部会員
	16	渡辺 博司	千葉県社会福祉協議会緑が丘地区部会	

轟穴川・301（作草部・天台）地区

（敬称略）

グループ	No.	氏名	所属団体名等	備考
A	1	新井 努	公募	
	2	石原 康子	千葉市民生委員・児童委員協議会	
	3	大藤 敬美	稲毛区町内自治会連絡協議会	区策定委員
	4	木村 秀二	作草部保育園	
	5	後藤 育子	千葉市手をつなぐ育成会	区策定委員
	6	原田 正隆	千葉まちづくりサポートセンター	委員長 区委員長
	7	矢田 房子	公募	作業部会員
B	8	瓜生 澄江	千葉市社会福祉協議会301地区部会	
	9	黒川 武	千葉市社会福祉協議会轟穴川地区部会	
	10	谷口 多恵	公募	副委員長 区策定委員
	11	千葉 誠	公募	
	12	夏目 純一	知的障害者通所更生施設 でい・さくさべ	区策定委員
	13	山崎 弘子	千葉市ボランティア連絡協議会	区策定委員 作業部会員
	14	山本 喜代	千葉市身体障害者福祉団体連合会	
	15	学校関係者		

稲毛・稲丘・小中台地区

(敬称略)

グループ	No.	氏名	所属団体名等	備考
A	1	飯田 禮子	千葉市民生委員・児童委員協議会	委員長 区策定委員
	2	伊藤 忠房	千葉市老人クラブ連合会	区策定委員 作業部会員
	3	大坂 雄生	千葉市社会福祉協議会稲毛地区部会	
	4	押尾 衛	公募	
	5	木本 清子	公募	
	6	栗田 喜久雄	千葉市社会福祉協議会小中台地区部会	
	7	原 八代重	南小中台保育園	
	8	藤田 和子	千葉市肢体不自由児者父母の会	
	9	松井 利之	千葉市身体障害者福祉団体連合会	区策定委員
B	10	漆原 和世	精神障害者共同作業所 福祉ショップひびき	副委員長 区策定委員
	11	神田 勇	公募	区策定委員 作業部会員
	12	八木 篤志	総合福祉ツクイ小仲台	
	13	福瀧 健一	千葉フレンドシップ協議会	
	14	藤川 勇	稲毛区町内自治会連絡協議会	
	15	牧野 弘子	地域生活を支援する会 ひびき	
	16	町田 隆子	公募	
	17	山崎 一夫	千葉市社会福祉協議会稲丘地区部会	区策定委員
	18	横澤 妙子	千葉市ボランティア連絡協議会	

4 地区フォーラムでの具体的な取り組み以外の主な意見

地区フォーラムでは、第4章の「具体的な取り組み」以外のことについても、様々な意見が出されました。ここでは、検討の中で、主に地域福祉を推進していく上で、市が行うべきという意見について記載しています。

下記の意見については、市地域福祉計画や高齢者、障害者などの対象者別計画にできるだけ反映するようにしました。

(1) バリアフリーに関する意見

- ・ バリアフリーは、地域住民で取り組むことはできないので、行政がやらなければならない。
- ・ 地域の施設でトイレ等がバリアフリーになっているのか把握することが必要である。
- ・ 最低でも公共施設はドアの狭さ、段差をなくし、誰もが利用しやすいようにする必要がある。
- ・ 点字ブロックは一度設置したら終わりではなく、ブロックが破損していたり、色をはげていたりするので、定期的な点検が必要である。
- ・ モノレールの多くの駅にはエレベーターがない。交通バリアフリー基本構想の対象外となっている駅も多いが、バスの代替の足となるべきものなので、設置していく必要がある。
- ・ 障害のある方々の目からみた、立場にたったバリアフリーの見直しが必要である。
点字ブロック・・・弱視か全盲かに対する配慮（色等）
手話通訳・・・大きな駅で手話通訳を配置する
- ・ 障害者が生活していくにはバリアフリーが不可欠となる。全ての公的施設について見直しを行い、バリアフリーを徹底する。行政からも働きかけを行っていく必要がある（駅にエレベーターを設置する等。上りエスカレーターはあるのに下りエスカレーターがないような所もある）。
- ・ 障害者用に整備したものが高齢者の障害になる一方、高齢者用に整備したものが障害者の交通の妨げになるような状況が見られる。社会基盤の整備にあたっては、そのような問題が生じないようにする必要がある。
- ・ 高齢者や障害者の残存能力を生かすようなバリアフリー化も望ましい。

(2) 就労に関する意見

- ・ 現在、障害者が参加して経営する「福祉ショップ」を交通の利便性のよい場所に。例えば、障害者だけの食品関係の店等を経営する。商品は健常者の店と比較しても引けを取らないものにしなければならない。このようにして働くことにより、自立に近づいていくのではないか。
- ・ 「でい・さくさべ」や「あけぼの園」で普通に働けるような人達が企業で働くようになれば、待機している人達が入れるようになる。
- ・ 地域の中に障害者でも働くことができる場所を設ける。
誰でも施設ではなく住み慣れた地域で暮らすことが可能となる。
- ・ 「スワンベーカーリー」のように、企業と作業所・授産施設が協働する取り組みを行い、障害者も健常者と同じように暮らせるようにする。

(3) 住宅・施設整備に関する意見

- ・ 障害者も健常者と同じように暮らしている人が増えているが、一方で自立が困難な人も多い。より多くの福祉作業所・授産施設・グループホームを作っていく必要がある（NPO等）。設立にあたっては市がバックアップを行っていく必要がある。
- ・ 肢体不自由者の施設を増やす。稲毛区は特に少ない（例えば稲毛区に住む障害者が美浜区の施設に通っている）。
- ・ 物納になった家屋を活用して、グループホームを整備することも住宅政策としてはよいのではないか。
- ・ 市営住宅の空いている部屋や新たに建設するときにグループホームを設ける。
- ・ 子どもルームのない地区については、早急に設置するとともに、すでに設置されている地区については、拡充や設置場所の再検討など、子どもにとって、安全で利用しやすい環境を整える必要がある。
- ・ 教職員住宅の空き家をグループホームとして活用できないか。
- ・ 身近なところに「でい・さくさべ」のような施設、作業所・ワークホームを作ることにより、地域で活動することができる。

5 広報誌の発行（地区フォーラム委員による発行）

稲毛区の地域福祉計画

——共に支え合い助け合うまちづくりを——

稲毛区地区フォーラム ニュース NO. 1

発行 平成16年11月20日
発行責任者 千葉市保健福祉総務課
TEL 043-245-5158
FAX 043-245-5546
ホームページ
http://city.chiba.jp/hokenfukushi/so
mu/chiikifukushikeikaku

稲毛区「地域福祉計画」の合同フォーラム開催

取り組むべき福祉の課題は何か？

——各地区の討議内容を発表——

稲毛区で、四地区（山王・草野）「千草台中学校・緑が丘」「轟穴川・三〇一」「稲毛・稲丘・小中台」に分かれて稲毛区の福祉の課題を討議する地区フォーラムが平成十六年四月に設けられました。今回、それぞれ現時点での討議内容を発表する合同フォーラムが、十月二十四日午前九時半から稲毛区役所の講堂で開催されました。

このフォーラムは、平成十二年に改正された国の社会福祉法に基づき、千葉市が区ごとに地域福祉計画を策定し、さらにそれを積み上げて市の地域福祉計



稲毛・稲丘・小中台地区の発表

画を策定するために設けられたものです。工程表では十六年度、十七年度の二年間かけて計画を策定する予定になっています。福祉の問題は、従来の公的サービス中心のやり方では限界があり、公・民の共同作業で、共に支え合い助け合うまちづくりをするにはどうしたらよいか共通の課題となっています。そのためフォーラムの委員は、公費委員、要支援者、地域住民、福祉の現場に携わっている人な

どで構成されています。

稲毛・稲丘・小中台地区フォーラムの発表

・地域住民を主体とした学校開放を！

学校を開放して、学童クラブを学校に吸収し、クラブに入っていない児童も遊んでよいこととする。地域のボランティアが主体となって運営し、学校ではなく、行政が責任を負う。実現のためには、学校の敷地は地域の財産であり、地域のために使用するべきとの考え方で学校の園の意見を改革してもらう。・地域住民の「交流館」を！

小中台保健センターが保健福祉センター内に移転した後の建物で、地域の誰もが利用できる「地域の交流館」とし、交流の場の拠点にする。・「いきいきプラザ」に運営委員会を！

「いきいきプラザ」を利用してよと思うても、歩くのが辛い人は利用しにくい。巡回バスは無理か。囲碁、将棋、カラオケなどは、新しい人がなかなか参加しにくい雰囲気がある。どうしたらよいか分からない、などの課題がある。地域の意見をい

いきいきプラザ」に反映させるために「運営委員会」を設けてはどうか。・「成年後見制度」を社会福祉協議会で！

判断能力が不十分な人（痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など）、を法律的に保護し、支える制度で、裁判所が選んだ援助者が、本人の意思を尊重しながら、必要な代理行為、たとえば財産管理などを行なう制度。それを社会福祉協議会が扱ってはどうかという提案。報告されたのはごく一部で、

「稲毛・稲丘・小中台」地区フォーラムでは十八名の委員を二グループに分け、次の課題を順次検討しています。①交流・居場所・社会参加②子育て支援③サービスの質の向上・在宅ケア・身近な生活支援④自立支援⑤安全⑥就労⑦ボランティア・NPO活動等

稲毛・稲丘・小中台地区フォーラムの委員は以下のとおり。飯田博子（委員長）、伊藤忠規、漆原和世、大坂雄生、伊尾衛、神田真、木本清子、栗田喜久雄、波平美紀、原八代重、福健健一、藤川勇、藤田和子、牧野弘子、町田隆子、松井利之、山崎一夫、横澤妙子。

山王・草野地区フォーラムの発表

・「居場所・交流・社会参加・交通」の解決策 誰でも、気軽に、安全に参加できる場所をめざして。・「高齢者の居場所・交流」身近で気楽な「いきいきサロン」を増やしていききたい。教職員住宅の空き家を活用してグループホーム化を図る。・「情報」の解決策

誰がどこに住んでいるかも教えなくても構わない。自治会の中に、地域を把握して福祉関係に責任を持つ世話役を立て、民生委員、育成委員などが自治会に積極的に参加するようなシステムを作る。子どもにとって有害な図書、広告、看板などを一掃する意見書を出す必要がある。

・「居場所・交流・社会参加・交通」の解決策 誰がどこに住んでいるかも教えなくても構わない。自治会の中に、地域を把握して福祉関係に責任を持つ世話役を立て、民生委員、育成委員などが自治会に積極的に参加するようなシステムを作る。子どもにとって有害な図書、広告、看板などを一掃する意見書を出す必要がある。

・「居場所・交流・社会参加・交通」の解決策 誰がどこに住んでいるかも教えなくても構わない。自治会の中に、地域を把握して福祉関係に責任を持つ世話役を立て、民生委員、育成委員などが自治会に積極的に参加するようなシステムを作る。子どもにとって有害な図書、広告、看板などを一掃する意見書を出す必要がある。

・「居場所・交流・社会参加・交通」の解決策 誰がどこに住んでいるかも教えなくても構わない。自治会の中に、地域を把握して福祉関係に責任を持つ世話役を立て、民生委員、育成委員などが自治会に積極的に参加するようなシステムを作る。子どもにとって有害な図書、広告、看板などを一掃する意見書を出す必要がある。

・「居場所・交流・社会参加・交通」の解決策 誰がどこに住んでいるかも教えなくても構わない。自治会の中に、地域を把握して福祉関係に責任を持つ世話役を立て、民生委員、育成委員などが自治会に積極的に参加するようなシステムを作る。子どもにとって有害な図書、広告、看板などを一掃する意見書を出す必要がある。

千草台中学校・緑が丘地区フォーラムの発表

・「交流・社会参加・ボランティア」の解決策の検討 「高齢者の交流」町内会の行事に出たがらない人が多い。老人クラブへの参加者も少ない。それは、高齢者といっても年齢、家族構成、経済状態などによって温度差があるからだ。行政と民間、それぞれのノウハウを提供しあって、ネットワークを組むことを希望する。・「障害者について」視覚障害者にとっては、公共交通機関の利用のしにくさ、買い物の不便さなどが困ったこと。聴覚障害者はせめて大きな駅では手話通訳者を置いてほしいと思う。また知的障害者は学校卒業後の行き先がない。施設数が足りない。市として施設を増やす等の受け皿を確保してほしい。

・「居場所・交流・社会参加・交通」の解決策 誰がどこに住んでいるかも教えなくても構わない。自治会の中に、地域を把握して福祉関係に責任を持つ世話役を立て、民生委員、育成委員などが自治会に積極的に参加するようなシステムを作る。子どもにとって有害な図書、広告、看板などを一掃する意見書を出す必要がある。

・「居場所・交流・社会参加・交通」の解決策 誰がどこに住んでいるかも教えなくても構わない。自治会の中に、地域を把握して福祉関係に責任を持つ世話役を立て、民生委員、育成委員などが自治会に積極的に参加するようなシステムを作る。子どもにとって有害な図書、広告、看板などを一掃する意見書を出す必要がある。

轟穴川・三〇一地区フォーラムの発表

次の9つのキーワードを検討 ①居場所づくり ②社会参加

自立支援 ⑤権利擁護 ⑥情報
の共有 ⑦見守り ⑧子育て
子育て ⑨交通問題と公共施設
のバリアフリー ⑩住宅政策
⑪ボランティア・NPO活動
⑫居場所づくり(場所「施設」
はあっても、対象者が限定的で
あったり、参加する人がいつも
決まっていたり、居場所として
機能しない例もある。居場所づ
くり」とは、孤立させないため
にどうするかを考えることであ
る。他の都市の状況を調べたり、
既存の施設を活用して、世代を
超えて交流できる方法を考えた
い。

認識、意識の問題がある。困
っている人に何気なく声をかける
など、助け合いができてきなくな
っているように感じる。この背景
には、しつけや学校の教育のほ
か、周りに障害者がないので、
接し方が分らないということ
があるのではないかと。
(フオーラムの今後の課題) フ
ォーラムに参加できない市民の意
見をどのようにくみ上げるかとい
うことがある。また、福祉の間
題に関心の薄い人たちが巻き込
んでいくことも、「地域福祉計
画」策定のうえで重要になって
くるだろう。



各地区の発表を聞いている委員の皆さん。稲毛区4地区合計で、65名の方が計画策定に参加しています。

「市民主体のまちづくりを」

淑徳大学講師 山本 美香

①「地域福祉計画」とは何か
②「ガバメント」から「ガバナンス」
③「協働」ということ
④
デンマークに学ぶこと
⑤まちづくり(の道)の期
お話をさせていただきます。

① 地域福祉計画で大切なのは、市民参加ということ。これは、今までさんざん言われたことですが、ただ参加するのではなく、市民が主体となって計画を立てていく。「参加から主体へ」というのがポイントです。介護保険制度が始まり、福祉サービスは民営化、市場化が行われています。そのサービスを買える人はいいのですが、買えない人はどうするのか。行政に頼るのではなく、市民が主体となって地域の中で相互扶助でやっていく、生活の権利を守っていき、そういう考え方が必要になってきています。

② 「ガバメント」から「ガバナンス」へを分かりやすく表現すると、「行政主導型から市民主導型」
(一)ということ、これは世界の大きな流れになっています。行政一極集中から、市場、市民を加えたトライアングルでやっていくというものです。
③ コミュニティ・ガーデンというのを存じますか。これは、文字どおり、地域で緑づくり、花壇づくりをやっていること、いへん盛んで、一緒に花を植えた、木を植えたりと、協働作業をすることによって、環境がよくなるだけでなく、コミュニケーションがよくなり、生きがい、発見や心身の健康にも効果があるという活動です。
④ デンマークは福祉国家として知られていますが、一人当たり所得が日本と同じくらい、生活大目でもありますが、消費税25%、所得税50%と税金は高いのですが、その代わりに教育費、医療費はタダです。この中で、福祉に関して「自己決定」「主体的参加」(影響を与えない)の三

つきのキーワードがあります。

例えば、痴呆性の高齢者が施設に入るときは、納得のいくまで説明して自己決定する。精神障害者は偏重を与えられ、インテリアや麻痺は自分で決めます。また、選挙で選ばれるポランティアの高齢者委員会がある。委員は地域を回って生活上の改善点があれば、どんだ行政に提案していくという政治への主体的な参加が当たり前になっていて、私たちも学ぶことの多い制度だと思えます。

⑤ある雑記に有料老人ホームなどを利用した高齢者が、結局は自分が住んでいた家に戻ってきたという話載っていました。その方は、病に倒れた他の入居者を見て、自分の終の棲家は地域にあつて、地域のネットワークに支えられたいのもうとも安心できると思ったそうです。そんなまちづくりを目標していきたいものです。(講演要旨)(文責大坂)

●みどりの贈り物に着目した、アメリカのコミュニティガーデン

今度は、『リズム・クリスティガーデン』を助ね、なぜアメリカ社会でコミュニティガーデン活動が全米規模で盛んになっていったのかを探ってみることにしましょう。
アメリカのコミュニティガーデンは現在、ニューヨーク都市圏だけでも大小2万か所をこえるといわれ、全米に点在するガーデンの組織はかなりの数に上ります。これほどまでに広がりを見せたその背景には、1980年代以降、都市の中心部に空き地が増え、生活環境が著しく荒廃しはじめたこと、自給自足による生活費の節約や食べ物の安全性に対する関心の高まり、といったことがあげられます。
けれども、理由はそれだけではありません。人々の心をとらえたのは、そこが『プラムおじさんの楽園』だったからにほかなりません。植物を育てることや協働作業から得られる感動や喜び、さまざまな効果・効用を多くの人が身をもって体感したことが大きな要因のひとつになりました。
「コミュニティは住民の平でつくるもの」という考えが市民層にいきわたっているアメリカ社会では、コミュニティガーデンは単に個人が花や野菜づくりを楽しむ場所ではありません。花やみどりをもつ不思議な力やガーデニングを通して得られる効果・効用を最大限に活用しながら、地域の抱えている問題(たとえばホームレス、エイズ、貧困、非行、麻薬、環境やコミュニティの破壊)を少しでも改善していくための、みどりのフィールドでもあるのです。
こうした目的のためにコミュニティガーデンが積極的に活用されているのは、次のような魅力があるからです。
＜コミュニティガーデンの魅力＞
花やみどりは多くの人に愛され、受け入れられやすい・高度な知識や技術がなくても楽しめる・大きな資金がなくてもはじめられる・楽しみながら活動がすすめられる・比較的短時間で成果を得ることができる・成果を多くの人々と分かち合える・五感のすべてで楽しめる・育てる、見る、食べる、加工するなど、活用の範囲が広い・コミュニケーションが広がり、密になる・協働作業を通して社会性が身につく・環境やまちづくりへの関心が高まる・ヒューマン・ランドスケープを創出する
コミュニティガーデンの魅力やコミュニティガーデンが私たちにくれる贈り物は、このほかにもまだまだたくさんあります。
(出典:『コミュニティガーデンをつくらう』まちづくりセンター、1998年)

＜みどりがくれる贈り物＞

●花やみどりがもつ不思議な力
『プラムおじさんの楽園』そして『リズム・クリスティガーデン』で、人々は花やみどりからたくさんの贈り物ももらいました。それらの贈り物は、さらに多くのの人たちと分かち合うことで、みんなの暮らしをより豊かに、潤いのあるものにしていきました。花やみどりは、何やら不思議な力が秘められているようです。
『プラムおじさんの楽園』を再び訪ね、住民たちがもらった数々の贈り物を整理しながら、花やみどりが私たちの暮らしにもたらしてくれるさまざまな効果や効用について、今一度考えてみることにしましょう。
まずはじめに、プラムおじさんは自分の家の庭づくり(ガーデニング)を通して、次のような贈り物ももらいました。
＜ガーデニングから得られる効果・効用＞
・生きがいの発見・希望や目標の設定・心身の健康増進・園芸知識や技術の習得・向上心の芽生え・生活環境の向上・美意識の発達
・幸せのおすそ分け・友達づくりや、そのきっかけづくり・自信や誇りの創出・達成感、充足感の獲得
そして、次にお隣のボタロさんや長屋の住民たちは、プラムおじさん庭から次のような贈り物ももらいました。
＜ガーデニングから得られる効果・効用＞
・美しい風景のおすそ分け(景観の共有化)・やさしい競争心の芽生え・コミュニケーションの広がり・生活環境への気づき・コミュニティ環境の向上(点から線への広がり)
さらに、みんなで協働してつくり上げたコミュニティガーデンから、長屋の住民たちは次のような贈り物ももらいました。
＜コミュニティガーデンから得られる効果・効用＞
・コミュニティの絆づくり・地域への愛着や誇りづくり・コミュニティの個性づくり・食べ物生産による経費の節約・エコロジーへの関心の高まり・生態系についての学び合い・まちづくり活動の拠点づくり(緑から面への広がり)・ヒューマン・ランドスケープの創出(人をなごませる環境デザイン)
短いお話から読みとれる贈り物だけでも、こんなにたくさんありました。

6 作業部会員による調査報告

作業部会員を中心に計画書をまとめていく中で、有志の委員の皆さんが、他都市の施設の現地視察を行いました。

(介護予防施設現地視察報告)

2005年4月14日に作業部会員の有志5人による千代田区にある介護予防施設「いきいきトリムコース」の現地視察を行いました。

施設内にある介護予防のための器具の予算は777万円とのことでした。

現地を見ての感想は、自分の体力に合わせてチェックできる記録表があってよかったのではないかということ。また、子どもと一緒に楽しめるのではないかと思いました。

しかし、屋外(公園内)に設置されているため、風雨にさらされてしまうので、器具が汚れていたことが気になりました。

今後、介護保険でも、予防に対する取り組みが強化されていくので、このような施設が千葉市でも設置されていくことが望まれます。

(現地視察の様子)



7 稲毛区地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果の概要

調査の概要

(1) 調査目的

稲毛区在住の市民の地域福祉に関する意向を把握し、地域福祉計画を策定するうえでの基礎資料とすることを目的とした。

(2) 対象

調査対象は、稲毛区に在住する16歳以上の区民800人、内訳は、各地区フォーラムのエリアごとに在住する200人を抽出した。

なお、対象者の抽出方法は、無作為抽出とした。

(3) 調査期間

平成16年5月10日(月)～25日(火)

主な調査結果

(1) 地域との関わりについて

稲毛区全体では、「顔を合わせれば、あいさつする程度」(51.9%)が最も多く、次いで「普段から簡単な頼みごとをする程度」(17.3%)が続く。

地区別に見ると、「顔を合わせれば、あいさつする程度」が一番多いのが、轟穴川・301地区(52.7%)である。

「普段から簡単な頼みごとをする程度」は、千草台中学校・緑が丘地区(19.8%)が最も多い。

「ほとんど近所づき合いはない」という回答が最も多かったのは、稲毛・稲丘・小中台地区(6.5%)である。

世代別に見ていくと、どの世代でも、「顔を合わせれば、あいさつする程度」という回答が一番多い。年齢があがっていくほど、「何か困ったときには、なんでも相談し助け合う」という回答が多いが、全体的に、地域のつながりが希薄化していることが考えられる。

(2) 地域活動・ボランティア活動

地域活動やボランティア活動の有無については、稲毛区全体では、「活動したことはない」(44.7%)が最も多く、次いで「現在、活動している」・「以前、活動したことがあるが、現在はしていない」(13.8%)となっている。3割弱が地域活動やボランティアの経験があると回答している。

地区別では、「活動したことはない」という回答が最も多いのが、山王・草野地区（50.6%）である。

「現在、活動している」が最も多いのが千草台中学校・緑が丘地区（16.7%）で、「以前、活動したことがあるが、現在はしていない」が最も多いのが、轟穴川・301地区（17.2%）である。「現在、活動している」・「以前、活動したことがあるが、現在はしていない」を合わせると最も多いのが千草台中学校・緑が丘地区で3割強が地域活動やボランティアの経験があると回答しており、最も少ないのは山王・草野地区で2割強である。

なぜ活動をしないのかという理由については、稲毛区全体では「仕事をもっているので時間がない」（34.0%）が最も多く、次いで「その他」（24.1%）、「活動したい気持ちはあるが、きっかけがつかめない」（16.7%）が続く。

今後の活動については、稲毛区全体では、「できれば活動したい」（43.3%）が最も多く、次いで「あまり活動したいと思わない」（25.1%）となっている。

地区別で、「活動したい」は、稲毛・稲丘・小中台地区（8.3%）が最も多い。「まったく活動したいとは思わない」は、山王・草野地区（8.9%）が最も割合が多い。

世代別に見ていくと、全ての世代で「活動したことはない」という回答が一番多い。その理由としては、20代～50代までは、「仕事をもっているので時間がない」という回答が多く、60代以上では、体調面による理由が多い。

「現在、活動している」という回答が一番多かったのは65歳～74歳であった。その主な理由としては、退職し時間ができたため、地域をより良いものにしたいと思っている人が多いためだと考えられる。

（3）社会福祉協議会、民生委員・児童委員の認知度について

社会福祉協議会の認知度については、稲毛区全体では6割強の割合で名前を聞いたことがあると回答している。（「名前も活動内容も知っている」（17.6%）、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」（43.5%））「名前も活動内容も知らない」（26.2%）は約1/4の割合となっている。地区別でも、ほぼ同様の結果となっている。

社会福祉協議会地区部会の認知度については、「名前も活動内容も知らない」（41.2%）が4割強である。地区別では、稲毛・稲丘・小中台地区（49.4%）で約5割となっている。

民生委員・児童委員の認知度については、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」（42.9%）が最も多いが、「名前も活動内容も知っている」（34.3%）をあわせると名前は聞いたことがあるという回答は8割弱になる。

地区別では山王・草野地区が「名前も活動内容も知っている」（50.6%）という回答を5割強しており、「名前も活動も知らない」は稲毛・稲丘・小中台地区（15.6%）が最も多い。

世代別に見ていくと、社会福祉協議会、民生委員・児童委員の認知度については、ともに年代が上がっていくごとに、「名前も活動内容も知っている」という回答が多い。

主な理由としては、普段20・30代の世代は、社会福祉協議会や民生委員・児童委員に関わることがほとんどないためだと考えられる。逆に65歳以上の世代は、敬老会やいきいきサロンなど社会福祉協議会地部会や民生委員・児童委員主催の行事が地域で開催されており、関わりを持つ機会が多いため、「名前も活動内容も知っている」という回答が多かったと考えられる。

(4) 福祉のまちづくりについて

稲毛区全体では、「福祉の課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」(45.8%)が最も多く、次いで「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」(13.8%)となっている。

地区別では、山王・草野地区が「福祉の課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」(50.6%)で5割強となっており、他の地区は稲毛区全体とほぼ同様の割合となっている。

「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」は、稲毛・稲丘・小中台地区(16.9%)が最も多い。

「福祉を実施する責任は行政にあるので、税負担をすでに担っている住民は特に協力することはない」という回答は、山王・草野地区(8.6%)が最も多い。

世代別を見ていくと、全ての世代で、「福祉の課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」という回答が一番多くなっている。

(5) 今後の福祉のまちづくりのために重要なことについて

各地区とも「身近な近隣住民、民生委員・児童委員などによる相談支援体制の整備」、「区福祉事務所・保健センターなどの相談支援体制の充実」、「福祉サービス利用のための適切な情報を得る体制づくり」、「保健・医療・福祉の連携による在宅サービスの充実」、「緊急時の防災・安全対策」がほぼ1割ずつ回答があった。

8 地域の活動状況

(1) 社会福祉協議会地区部会の主な活動状況

ふれあい・いきいきサロン

公共の施設や学校の余裕教室・個人宅を会場に、お茶やお菓子を食べながら語らいの場やレクリエーションの機会を提供し、地域交流・仲間づくりを進める活動です。

NO	サロン名称	会場	活動日
1	なのはな	山王公民館	第2金曜日
2	ふれあいいきいきサロン	稲毛ファミリーハイツ集会所	月4回(毎木曜日)
3	ふれあいいきいきサロン	第一徳川園自治会館	月2回
4	ふれあいいきいきサロン	京友会自治会, 個人宅	月4回(毎木曜日)
5	ふれあいいきいきサロン	東宮野木自治会館	月1回
6	ふれあいいきいきサロン	ライフタウン稲毛自治会館	月1回
7	ふれあいいきいきサロン	穴川集会所, 穴川中央公園	月4回(毎月曜日)
8	童謡を歌おう	でい・さくさべ	第4金曜日(8, 12, 3月を除く)
9	いきいきサロン	稲毛公民館, 稲毛いきいきプラザ	奇数月第4月曜日
10	サロンそら	稲毛スカイマンション集会所	月1回
11	菜の花会	コープ園生管理組合集会所	月1回(第3土曜日)
12	いきいきひろば	小仲台新向会館	月1回(第3火曜日)

ふれあい・子育てサロン

公共の施設等を会場に、子育て中の親子が気軽に参加し、自由に遊んだり、おしゃべりをしたり、情報交換をしたり、子育てを楽しみながら仲間をつくり、互いに支え合う活動です。

NO	サロン名称	会場	活動日
1	ちびっこ広場	山王公民館	月1回(第3木曜日)
2	ちびっこ広場	稲毛ファミリーハイツ集会所	8月22日, 2月20日
3	ちびっこ広場	緑ヶ丘公民館	月1回
4	よい子の広場	轟公民館	年4回(4, 7, 10, 2月)
5	都賀よい子の広場	でい・さくさべ	偶数月第2金曜日(8月を除く)
6	えほんのひろば	都賀公民館	月2回(第2, 4月曜日)
7	よちよち広場	稲毛公民館	奇数月第4水曜日
8	WAYWAY	稲毛台町自治会館	月1回
9	マミーズサポート	小中台保健センター	月1回

ふれあい・散歩クラブ

公園等で散歩をすることで、孤独がちであったり、自宅に閉じこもりがちである状況を防ぎ、軽い運動をすることで、生活に張りができ、要介護状態になることを予防する活動です。

N0	サロン名称	活動日
1	アヒルの会	週2回（毎水，土曜日）
2	いきいき散歩クラブ	週1回
3	ゆうゆう散歩クラブ	週1回（毎火曜日，8，1月を除く）

ふれあい食事サービス

高齢者の方を対象に食事の配達サービスや、公民館・集会所等で会食会を通じて食事を提供するサービスです。

N0	会場	実施方法	実施日
1	草野公民館	配食	毎月第2・4木曜日
2	轟公民館	配食	毎月第3火曜日
3	でい・さくさべ	会食	5月・9月
4	黒砂公民館	配食・会食	毎月第2・3木曜日
5	稲毛東町内会館	配食	毎月第2・4水曜日
6	小中台公民館	配食	毎月最終土曜日
7	稲毛公民館	会食	10月・2月

(2) その他地域での活動状況

地域では、社会福祉協議会地区部会の活動以外にも、多くのグループが地域活動を行っています。

ここでは、地域活動を行っているグループのうち、地区フォーラム委員の皆さんから情報提供していただいたものについて紹介します。

グループ名	活動日	活動場所	活動内容
千葉市手話 サークル 連絡協議会 「稲の会」	毎週水曜日 6時30分 ～8時45分	穴川コミュニティー センター	約30人の会員が、聴覚障害者と健常者が手話の学習を通じて情報交換をし、交流し合う中からろう問題について考えています。 また、ろう施設や聴覚障害者に対する情報提供施設の設立に向けて、街頭募金活動に協力しています。
シャルム西 千葉自治会 福祉検討委員会	毎月 第1土曜日	シャルム 西千葉 集会室	2005年発足。現在9名で活動しています。 主な活動としては、季節行事(3月のひなまつり、7月の七夕まつり等)を開催する中で、従来の高齢者サークルや子ども会という縦割りではない活動をめざしてきました。また、会員の居場所にもなるサークル活動の活性化を図るために、現状を調査し、会員に伝えました。 今後は、稲毛区や市の地域福祉計画の学習会を開催し、会員同士で共有し、何ができるか考えていきたいと思っています。
食事サービス キッチン虹	月～金曜日	稲毛区内	非営利の市民事業グループです。地域の女性22人で月～金の週5日、高齢者、障がいのある方、子育てに追われて大変な方、地域の人たちの集まる場などに昼食用のお弁当を1食600円でお届けしています。また、お届けした際にちょっとした手助けや相談、福祉情報発信にも努めています。
アネモネ・子ども応援し 隊	随時(定例会は毎月第1木曜日)	小仲台及び 周辺地域	子育てに一段落した主婦5・6人で、10代の地域での居場所づくりを目的としたイベント、ミーティングなどの実施や支援をしています。 また、子どもの居場所づくりに関連する学習や施設見学を行っています。

グループ名	活動日	活動場所	活動内容
ちば・子育て 応援しよう 会	随時	稲毛区を 中心に 千葉市内	子育て応援をしようとする7・8人のグループです。 個人の支援とネットワークづくりをしています。 具体的には、子育て応援を始めるための講座の企画などの活動を行っています。
稲丘小地区 町別対抗 競技会	毎年 10月初旬	稲丘 小学校	稲丘小学校区全住民が、大人も子どもも互いに顔見知りとなることを目的に、稲丘小学校の町内会を3ブロックに分けて対抗戦方式による運動会を実施しています。 平成17年度は13種目で幼児、小学生、中学生以上、60歳以上と区分して行いました。 競技参加者数は、延べ2,002名にもなります。
ぐっぴいの 会	毎月 第1火曜日	その都度	山王地区に住んでいる障害児者の親子の会です。 現在、障害種別を超えた20組の親子でお互いを知り合い、助け合おうと交流をしています。また、地域の中で、障害のある人が生活していることをより多くの方に理解をしてもらえよう活動しています。この2つを目的として、年2回地域交流の場をつくったり、月1回親達の勉強会・情報交換を行ったりしています。
うぐいす子 供会	毎週土曜日 2時～4時 半頃	作草部 公園	千葉大学の学生が、サークル活動の中で、近所の子どもとドッチボールやかっこ等の遊びをし、学生と地域の子どもの交流活動を行っています。小学生ならどなたでも参加可能です。
K I D S C L U B「風 の子班」	毎週土曜日 午後2時頃 から 長期 休暇を除く	都賀公園 (森公園)	千葉大学の学生が、子ども達と交流の中でいろいろなことを学ぶことを目的に、近隣の子供達と公園で元気よく遊んだり、クリスマス等のイベントの際には動物公園等に出かけています。
この指と～ ま～れ文庫	毎週水曜日 午後3時～ 5時30分	千葉少年 鑑別所外 来相談室	子どもを対象とし、千葉市中央区図書館から団体貸出を受けて、おはなし会などの文庫活動を行っています。

資料編

グループ名	活動日	活動場所	活動内容
黒砂公民館 での活動	毎月第2・4 水曜日	黒砂 公民館	公募のボランティアによる学齢前の幼児向けに「絵本の読み聞かせ」を行っています。
	毎月 第3土曜日		子供会育成委員による土曜教室「夢の箱」では、年間スケジュールを基に工作や科学遊び、サツマイモの植え付け・収穫、クリスマス会等、一人では体験できない楽しいことを行っています。 多いときには、100人くらいの子どもが参加しています。
	毎月第1・4 木曜日		子育てママの「なかよしクラブ」では、2歳児以上の子どもとお母さんたちが自由におしゃべりしたり遊ばせたりでき、いつも10～20くらいの親子が参加しています。

9 福祉関連施設等一覧

(平成17年度保健福祉サービスハンドブック・ちば市民便利帳等を基に掲載)

(1) 高齢者関連施設

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者等が入所する施設です。介護保険で要介護1～5と認定された方が入所する施設です。

施設の名称	住所	定員(人)
双樹苑	山王町162-1	110
ソレイユ千葉北	長沼原町250	50

軽費老人ホーム

家庭の事情などにより、居宅での生活が困難な60歳以上の健康な方のための施設です。ただし、寝たきりの方は入所できません。

施設の名称	住所	定員(人)
シャンテ山王	山王町176-3	50

ケアハウス

自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または独立して生活するには困難な60歳以上(夫婦で入居の場合は、一方が60歳以下でも可)の方で、家族の援助が受けられない場合に入居する施設です。

施設の名称	住所	定員(人)
モンテクローネ	山王町173-2	50

有料老人ホーム

60歳以上の健康な高齢者で、所得が比較的高い人を対象とした施設です。

施設の名称	住所	定員(人)
敬老園ロイヤルヴィラ稲毛	園生町146	37
華ごころ	黒砂台3-2-41	44
リスペクト稲毛	稲毛東5-1499-2	33

介護老人保健施設(老人保健施設)

要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、医学的管理の下における看護、介護、および機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行う施設です。

施設の名称	住所	定員(人)
アーバンケアセンター	山王町 168-8	100
みどりの家	天台 4-1-16	100
ダンディライオン	山王町 174	100

デイサービス施設

デイサービスセンターなどで、入浴、食事の提供、機能訓練などを行います。

施設の名称	住所	定員
青春道場	宮野木町 1722-147	15人/1日
千葉千草台デイサービスセンター	千草台 1-1-24-101	25人/1日
総合福祉ツクイ小仲台	小仲台 6-16-6	30人/1日
いなげケアセンターそよ風	穴川 3-6-12	35人/1日
デイサービスセンターソレイユ千葉北	長沼原町 250	30人/1日
双樹苑デイサービスセンター	山王町 162-1	25人/1日
セエフデイサービスセンター	園生町 468-94	15人/1日
石橋接骨院リハビリデイサービス	園生町 253-16	20人/1日
デイサービスサロンアミーゴ	天台 5-6-7	10人/1日
ステップ・ワン京葉	長沼町 116-1-101	20人/1日
みやのぎデイサービス	宮野木町 1551-131	15人/1日

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の要介護者が、5～9人で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが食事、入浴、排泄などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

施設の名称	住所	定員(人)
コムスのほほえみ稲毛	稲毛町 5-230-1	27
グループホームひこうせん	萩台町 632-40	18
いなげケアセンターそよ風	穴川 3-6-12	27

在宅介護支援センター

在宅の要援護高齢者等またはその家族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に、24時間体制で応じます。

施設の名称	住所
双樹苑在宅介護支援センター	山王町 162-1
みどりの家在宅介護支援センター	天台 4-1-16

いきいきプラザ・いきいきセンター

60歳以上の方が、健康で生きがいのある生活を送れるように、健康増進やレクリエーションの設備などを備えた施設です。各施設では、各種の高齢者福祉講座を開講しています。また、日常生活の悩み事や健康の相談にも応じています。市民の方は、シルバーカード（身分証も可）をお持ちいただければ無料で利用できます。

施設の名称	住所
稲毛いきいきプラザ	稲毛東6-19-1
あやめ台いきいきセンター	園生町446-1（あやめ台小学校内）

地域包括支援センター（平成18年4月1日～）

地域における総合的な相談窓口として、介護予防マネジメントを行うとともに、保健福祉サービスをはじめ様々な生活支援サービスとの調整等を行ないます。

施設の名称	住所
双樹苑	山王町162-1
みどりの家	天台4-1-16

(2) 児童関連施設

保育所（園）

保護者が仕事や病気などの事情で、子どもの保育ができないとき、生後3か月に達した翌日から小学校入学前までの乳幼児を保護者にかわって保育します。

施設の名称	住所	定員（人）	
		3歳未満	3歳以上
あやめ台第1保育所	あやめ台1-15-101	40	60
あやめ台第2保育所	あやめ台3-19	30	60
黒砂保育所	黒砂2-4-24	35	55
小中台保育所	小中台9-30-2	35	55
小深保育所	小深町261-7	25	55
園生保育所	園生町1325-1	40	70
千草台保育所	千草台1-1-27	40	80
天台保育所	天台1-10-6	30	60
轟保育所	轟町1-12-13	60	100
長沼原保育所	長沼原町242-2	25	45
緑町保育所	緑町2-22-1	35	45
宮野木保育所	園生町238-56	50	100
稲毛保育園	小中台2-10-1	51	69

施設の名称	住所	定員(人)	
		3歳未満	3歳以上
作草部保育園	作草部町698-3	30	60
山王保育園	山王町153-16	21	24
チャイルド・ガーデン保育園	小仲台8-4-6	22	37
南小中台保育園	小仲台8-21-1	30	60

地域子育て支援センター

育児不安などについての相談・指導を行うほか、子ども達のふれあいの場として利用できます。また、子育てサークルなどへの育成・支援等の育児支援を行います。

施設の名称	住所
稲毛保育園	小仲台2-10-1

子育てリラックス館

子育てに不安や悩みを抱えがちな子育て中の方が、親子で気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で交流したりする場です。また、子育てに関する相談等も行います。

施設の名称	住所
てんだい・子育てリラックス館	天台1-7-17(小ばと幼稚園内)

乳幼児健康支援一時預かり

市内在住または市内の保育所(園)・小学校等に通う小学校低学年までのお子さんが、病気回復期等にあるため保育所などに預けることができない場合で、保護者が就労または傷病などの理由により家庭での育児が困難なときに、診療所に併設した病(後)児保育施設でお預かりします。

施設の名称	住所
今野小児科医院内「ピノキオ」	黒砂台3-2-51

子どもルーム

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生の児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと、児童の健全育成を図ります。

施設の名称	住所
あやめ台小学校	園生町446-1
稲毛	稲毛3-11
柏台小学校	園生町588

施設の名称	住所
草野小学校	園生町 1385
黒砂	緑町 1-13-15
小中台小学校	小仲台 6-34-1
小中台南	小仲台 8-22-11-106
山王	六方町 40-2
園生	小仲台 9-40-3
千草台小学校	天台 5-11-1
千草台東小学校	作草部町 1298-1
都賀小学校	作草部町 938
轟町	轟町 1-8-26
宮野木	宮野木町 1752-188
弥生小学校	弥生町 3-18

児童福祉センター

子ども達やその団体が、学習やレクリエーション活動などを通じて子ども達の健全な育成を図る施設です。

施設の名称	住所
あやめ台児童福祉センター	あやめ台 1-17
小仲台児童福祉センター	小仲台 3-15-1
園生児童福祉センター	園生町 1127-1
千草台児童福祉センター	千草台 1-1-29

児童養護施設

家族の交通事故や災害、親の離婚、家出、病気入院などで、家庭での養育が難しいお子さんまたは環境上養護を要するお子さん（いずれも乳児は除きます）を預かり、健やかな成長を願いつつ生活・学習・運動など指導育成し、自立を支援する施設です。一般家庭と同様に、施設から小・中学校へ通学し、さらに高校への進学もできます。家庭の所得状況により費用負担があります。

施設の名称	住所
房総双葉学園	天台 3-4-1

(3) 障害者関連施設

知的障害者更生施設

18歳以上の知的障害者を入所または通所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導および訓練を行う施設です。

施設の名称	住所	定員(人)
あけぼの園(通所)	長沼原町321-2	69
でい・さくさべ(通所)	作草部2-4-5	60

知的障害者小規模通所授産施設

18歳以上の知的障害者であって、雇用されることが困難な者を通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設です。

施設の名称	住所	定員(人)
あやめ	長沼町287-3	12
PAL稲毛	園生町449-1	12
ファーストオリーブ	轟町4-1-10	10

知的障害者デイサービス

自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上等を図るよう、通所による創作的活動、機能訓練等の各種サービスを提供します。

施設の名称	住所	定員(人)
知的障害者デイサービスセンター あけぼの園	長沼原町321-2	8
デイサービスセンター でい・さくさべ	作草部2-4-5	20

心身障害者福祉作業所

在宅の知的障害者であって、雇用されることが困難な者に対し設備を提供して仕事を与えるとともに、生活指導等をあわせて行い、自立の助長を図ります。

施設の名称	住所	定員(人)
父の樹園	長沼原町321-3	19

心身障害者ワークホーム

一般家庭の居室などを利用して、在宅の心身障害者が軽作業などをおして集いふれあうことで、社会参加の促進を図ります。

施設の名称	住所	定員(人)
あおば工芸館	長沼原町942-178	7
ACT	小仲台1-5-5-101	10

施設の名称	住所	定員(人)
キッチン円(MARU)	轟町1-2-6	5
デフ	稲毛東4-9-4	5
トライアングル西千葉	小仲台2-6-1-205	10
はばたき	園生町138	10
ひまわりの園	長沼町288-15	12
ふれあい	六方町139-12-101	11
ふれんど	六方町139-12-101	11
ほほえみいなげ	小仲台7-30-10-101	14

知的障害者地域生活援助(グループホーム)

地域において共同生活を営む知的障害者に対し、日常生活上援助等を行い、社会的自立の促進を図ります。

施設の名称	住所	定員(人)
グループホーム あめんぼ	作草部1-14-3	4
フラップ	長沼原町942-227	5

精神障害者共同作業所

在宅の精神障害者が軽作業等を通して働く意欲の増進を図るとともに、社会復帰の促進を図る施設です。

施設の名称	住所
福祉ショップひびき	稲毛東1-10-22

精神障害者生活ホーム

社会的入院をしている者や家族での教育が困難で独立した生活を希望する者に住居を提供し、日常生活の援助を行うことにより自立生活の助長を図るものです。原則として2～3名で生活しています。

施設の名称	住所	定員(人)
ひびき荘	稲毛東1-13-13	3

養護学校

心身に障害があるために教育上特別な配慮や指導が必要な児童生徒のための学校です。

施設の名称	住所
第二養護学校	轟町3-6-25
千葉大学教育学部附属養護学校	長沼原町312

10 町丁別人口(平成17年9月30日現在)

市・区	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)	
		人口比率	人口比率		
千葉市	921,653	129,098	14.0%	147,363	16.0%
中央区	183,198	23,235	12.7%	32,619	17.8%
花見川区	180,933	24,758	13.7%	29,364	16.2%
稲毛区	149,021	19,361	13.0%	24,163	16.2%
若葉区	149,777	19,956	13.3%	28,274	18.9%
緑区	112,793	20,263	18.0%	14,566	12.9%
美浜区	145,931	21,525	14.8%	18,377	12.6%

地区	町丁名	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)	
			人口比率	人口比率		
山王・草野地区	あやめ台	4,212	474	11.3%	958	22.7%
	小深町	3,307	433	13.1%	503	15.2%
	山王町	8,055	1,232	15.3%	1,100	13.7%
	長沼町	8,846	1,165	13.2%	1,502	17.0%
	長沼原町	5,120	588	11.5%	790	15.4%
	六方町	1,492	169	11.3%	271	18.2%
	計	31,032	4,061	13.1%	5,124	16.5%
千草台中学校・緑が丘地区	柏台	3,366	304	9.0%	753	22.4%
	園生町	18,786	2,801	14.9%	2,587	13.8%
	千草台1丁目	1,457	137	9.4%	329	22.6%
	千草台2丁目	2,624	240	9.1%	684	26.1%
	天台町	69	5	7.2%	23	33.3%
	天台2丁目	1,331	141	10.6%	263	19.8%
	天台3丁目	1,187	118	9.9%	228	19.2%
	天台4丁目	1,119	131	11.7%	222	19.8%
	天台5丁目	1,044	132	12.6%	199	19.1%
	天台6丁目	523	47	9.0%	78	14.9%
	萩台町	1,582	139	8.8%	456	28.8%
	宮野木町	9,357	1,062	11.3%	1,932	20.6%
	計	42,445	5,257	12.4%	7,754	18.3%

地区	町丁名	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)	
				人口比率		人口比率
轟六川・301地区	穴川町	127	11	8.7%	19	15.0%
	穴川1丁目	1718	206	12.0%	262	15.3%
	穴川2丁目	2080	254	12.2%	393	18.9%
	穴川3丁目	1052	69	6.6%	215	20.4%
	穴川4丁目	648	108	16.7%	86	13.3%
	黒砂1丁目	891	88	9.9%	154	17.3%
	黒砂2丁目	1217	150	12.3%	253	20.8%
	黒砂3丁目	723	127	17.6%	79	10.9%
	黒砂4丁目	723	71	9.8%	148	20.5%
	黒砂台1丁目	1462	191	13.1%	237	16.2%
	黒砂台2丁目	671	102	15.2%	74	11.0%
	黒砂台3丁目	1217	109	9.0%	213	17.5%
	作草部町	3781	506	13.4%	522	13.8%
	作草部1丁目	1582	121	7.6%	381	24.1%
	作草部2丁目	428	43	10.0%	115	26.9%
	天台1丁目	1504	245	16.3%	211	14.0%
	轟町1丁目	1535	155	10.1%	398	25.9%
	轟町2丁目	1659	327	19.7%	239	14.4%
	轟町3丁目	1552	375	24.2%	46	3.0%
	轟町4丁目	771	94	12.2%	117	15.2%
	轟町5丁目	1536	206	13.4%	204	13.3%
緑町1丁目	1511	166	11.0%	231	15.3%	
緑町2丁目	618	68	11.0%	130	21.0%	
弥生町	643	101	15.7%	67	10.4%	
計	29649	3893	13.1%	4794	16.2%	
稲毛・稲丘・小中台地区	稲丘町	1264	147	11.6%	266	21.0%
	稲毛1丁目	839	113	13.5%	124	14.8%
	稲毛2丁目	834	73	8.8%	182	21.8%
	稲毛3丁目	1645	176	10.7%	365	22.2%
	稲毛台町	2131	276	13.0%	386	18.1%
	稲毛町4丁目	41	4	9.8%	7	17.1%
	稲毛町5丁目	3391	612	18.0%	408	12.0%
	稲毛東1丁目	1387	218	15.7%	204	14.7%
	稲毛東2丁目	945	81	8.6%	190	20.1%
	稲毛東3丁目	1657	175	10.6%	243	14.7%
	稲毛東4丁目	994	170	17.1%	89	9.0%
	稲毛東5丁目	1383	148	10.7%	271	19.6%
	稲毛東6丁目	2603	359	13.8%	273	10.5%
	小中台町	8306	1149	13.8%	737	8.9%
	小仲台1丁目	2724	483	17.7%	257	9.4%
	小仲台2丁目	722	50	6.9%	178	24.7%
	小仲台3丁目	1389	101	7.3%	327	23.5%
	小仲台4丁目	872	72	8.3%	203	23.3%
	小仲台5丁目	1623	380	23.4%	41	2.5%
	小仲台6丁目	2009	197	9.8%	244	12.1%
	小仲台7丁目	3423	531	15.5%	411	12.0%
小仲台8丁目	3861	437	11.3%	633	16.4%	
小仲台9丁目	1852	198	10.7%	452	24.4%	
計	45895	6150	13.4%	6491	14.1%	

稲毛区地域福祉計画

発行 平成18年3月
編集・発行 千葉市 保健福祉局 保健福祉総務課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
電話 043-245-5158
FAX 043-245-5546
電子メール somuHW-kc@citychiba.lg.jp